

平成29年 3 月29日（水曜日）

美里町議会全員協議会会議録

平成29年 美里町議会全員協議会

平成29年3月29日(水曜日)

出席議員(15名)

1番	千葉一男君	2番	福田淑子君
3番	藤田洋一君	4番	柳田政喜君
6番	櫻井功紀君	7番	大橋昭太郎君
8番	我妻薫君	9番	鈴木宏通君
10番	橋本四郎君	11番	吉田二郎君
12番	山岸三男君	13番	佐野善弘君
14番	前原吉宏君	15番	平吹俊雄君
16番	吉田眞悦君		

欠席議員(なし)

説明のため出席した者

町長部局

町長	相澤清一君
副町長	佐々木守君
総務課長	伊勢聡君
水道事業所長	櫻井純一郎君
水道事業所主幹兼原浄水係長	佐々木聡君
水道事業所主事	高橋勲君
町立南郷病院事務長	大橋浩二君
町立南郷病院主査	佐藤敏行君
下水道課長	佐々木信幸君
下水道課課長補佐	花山智明君
下水道課主査	田村太市君
健康福祉課長	青木正男君

健康福祉課課長補佐	渡辺克也	君
教育委員会教育長	佐々木賢治	君
教育委員会教育次長兼教育総務課長	須田政好	君

---

議会事務局職員出席者

議会事務局長	吉田泉	君
事務局次長	佐藤俊幸	君

---

議事日程

平成29年3月29日（水曜日） 午前9時30分 開会

第1 開 会

第2 議長挨拶

第3 協議事項

- 1) 美里町水道事業経営戦略について
- 2) 美里町における各配水池の耐震診断の報告について
- 3) 美里町病院事業新改革プランについて
- 4) 美里町下水道事業経営戦略について
- 5) 美里町地域福祉計画（案）について
- 6) 学校給食における異物混入について

第4 その他

第5 閉 会

午前9時30分 開会

事務局長（吉田 泉君） おはようございます。

ただいまより全員協議会を開会いたします。

議長、お願いいたします。

議長（吉田眞悦君） おはようございます。大変御苦労さまでございます。

本日、町長から協議事項として6件あります。かなり時間も要するのかなと思っておりますけれども、どうぞスムーズに全員協議会が進めるように御協力方宜しく願いしてあいさつにかえさせていただきます。大変御苦労さまでございます。

本日の全員協議会、全員議員参加でございますので、ただいまから始めさせていただきます。

まず最初に、町長より挨拶をお願いいたします。

町長（相澤清一君） 皆さん、おはようございます。大変御苦労さまでございます。

本日は議長のお取り計らいにより、大変お忙しい中議員全員協議会を開催していただき、厚く御礼申し上げます。

まず、先にお亡くなりになりました名誉町民であります旧南郷町長の齋田徹郎様に謹んで御冥福をお祈り申し上げたいと思っております。

さて、本日、全員協議会で御説明申し上げますのは、1点目は美里町水道事業経営戦略について、2点目は美里町における各配水池の耐震診断の報告について、3点目は美里町病院事業新改革プランについて、4点目は美里町下水道事業経営戦略について、5点目は美里町地域福祉計画（案）について、6点目は学校給食における異物混入についてであります。

非常にボリュームがありますので、よろしくお願い申し上げます。

初めに、1点目の美里町水道事業経営戦略について御説明申し上げます。

高度経済成長期に整備した本町の水道施設は老朽化が進んでおり、更新時期を迎えております。今後、水道水の安定供給を継続していくためには、さらなる投資が必要であります。また、全国的に人口の減少が見込まれる中、本町も例外ではなく、今後料金収入の減少は避けることができない状況であります。このように、本町における水道事業の経営環境は厳しさを増しており、経営の健全化及び効率化に取り組んでいかなければなりません。将来にわたり安定的にサービスを提供できるよう、中長期的な経営の基本計画となる美里町水道事業経営戦略を策定いたしました。本日は、その内容について御説明申し上げるものでございます。

次に、2点目の美里町における各配水池の耐震診断の報告について御説明申し上げます。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災を受け、本町で管理する3カ所の配水池の状況を

把握し、今後の経営戦略及び石綿セメント管の更新計画等に反映させるため、配水池の耐震診断を実施いたしました。本日は、その診断結果について御報告申し上げるものでございます。

なお、1点目と2点目の詳細につきましては、水道事業所長から御説明申し上げます。

次に、3点目の美里町病院事業新改革プランについて御説明申し上げます。

本町の病院事業におきましては、平成19年度に総務省から示された公立病院改革ガイドラインを踏まえ、平成20年度に美里町病院事業改革プランを策定し、目標達成に向けた取り組みを実施してまいりました。平成26年度に総務省から、新たに新公立病院改革ガイドラインが示されたことに伴い、宮城県が平成28年11月に策定した地域医療構想を踏まえながら、美里町病院事業新改革プランを策定いたしました。本日は、その内容について御説明申し上げるものでございます。詳細につきましては、町立南郷病院事務長から御説明申し上げます。

次に、4点目の美里町下水道事業経営戦略について御説明申し上げます。

本町における下水道事業は、町の環境衛生の向上及び水質の保全のため、平成元年から事業に着手し、トイレの水洗化を初めとする生活環境の改善、小牛田駅東地区等の雨水排水対策に取り組んでまいりました。しかし、汚水処理施設の未整備区域の早期整備、南郷地域の雨水排水対策などの課題が残っており、さらなる投資が必要であります。また、全国的に人口の減少が見込まれる中、本町も例外ではなく、今後料金収入の減少は避けることができない状況であります。このように、本町における下水道事業の経営環境は厳しさを増しており、経営の健全化及び効率化に取り組んでいかなければなりません。将来にわたり安定的にサービスを提供できるよう、中長期的な経営の基本計画となる美里町下水道事業経営戦略を策定いたしました。本日は、その内容について御説明申し上げるものでございます。詳細につきましては、下水道課長から御説明申し上げます。

次に、5点目の美里町地域福祉計画（案）について御説明申し上げます。

本町における地域福祉を推進するため、美里町総合計画総合戦略の方向性を踏まえ、宮城県が平成28年3月に策定した地域福祉支援計画及び本町の各福祉計画との整合性を図りながら、地域福祉を推進する上での基本的な考え方を明らかにし、各分野及び地域福祉を推進する団体等の具体的な活動の指針とするため、第1期美里町地域福祉計画を策定いたしました。本日は、計画案の内容について御説明申し上げるものでございます。詳細につきましては、健康福祉課長から御説明申し上げます。

次に、6点目の学校給食における異物混入について御説明申し上げます。

平成29年3月10に発生した学校給食における異物混入につきまして、同年3月13日の全員協

議会において御報告申し上げましたが、本日は、その後の経過等について教育委員会から御説明申し上げるものでございます。議員皆様が御理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（吉田眞悦君） それでは、総務課長。

総務課長（伊勢 聡君） おはようございます。本日もよろしくお願い申し上げます。

それでは、協議事項1点目の説明員を御紹介させていただきます。

初めに、水道事業所長、櫻井純一郎でございます。

水道事業所長（櫻井純一郎君） おはようございます。櫻井です。よろしくお願い致します。

総務課長（伊勢 聡君） 次に、主幹兼原浄水係長、佐々木 聡でございます。

水道事業所主幹兼原浄水係長（佐々木 聡君） 佐々木です。よろしくお願い致します。

総務課長（伊勢 聡君） 主事、高橋 勲でございます。

水道事業所主事（高橋 勲君） おはようございます。高橋です。よろしくお願い致します。

総務課長（伊勢 聡君） なお、2点目の説明員につきましても、1点目の説明員と同じでございます。よろしくお願いいたします。

議長（吉田眞悦君） それでは、早速、櫻井所長。

水道事業所長（櫻井純一郎君） それでは、美里町水道事業経営戦略について御説明いたします。説明が少し長くなりますので、着座して説明させていただきます。

それでは、初めに1ページをお開きください。

1の1の策定の趣旨につきましては、先ほど町長から御説明申し上げましたので、省略させていただきます。

次に、1の2、経営戦略の位置づけです。これまで、水道事業財政計画を作成し、事業運営してきましたが、より健全で安定した事業運営を継続するため、水道事業経営戦略を水道事業財政計画にかわるものとして、今後事業運営を進めていくものいたします。

次に、2ページ目をお開きください。

1の3、計画期間になりますが、平成29年度から平成38年度までの10年間といたし、5年後には中間見直しを行うこととしております。なお、これまでどおり1年ごとに投資、財政計画の数値は検証と見直しを行い、議会に報告してまいります。

次に、7ページ目をお開きください。

7ページ目は2の4、経営指標分析について、水道事業所の分析となります。初めに、左側の有収率になりますが、現在継続的な漏水調査により、平成29年1月現在で町全体になります。

が、町の有収率は82.8%まで向上し、類似団体と同水準となっております。

続きまして、施設利用率につきましては、お示しのとおり平成27年度で53.99%ということで、今後使用水量の減少などにより、配水量が減少傾向となりますので、長期的には配水能力が過大となることが予想されます。

続きまして、8ページをお開き願います。

左側から説明していきます。料金回収率につきましては、給水の費用を料金で回収できているかを示す指標になります。平成25年、平成26年に料金改定をしましたが、100%を下回っており、経費を料金収入で賄えていない状況となっております。

続きまして、給水原価についてです。給水原価は、起債の利息や維持管理費などが増加し、有収水量1立方メートル当たりの費用が高くなっております。

次に、9ページ目になります。

左から経常収支比率につきましては、平成27年度は利益を発生しておりますが、東電の賠償金などの特定収入や、あるいは繰入金によるもので、繰入金も今後縮減していく傾向にありますので、今後の収入増加は見込めない見通しとなっております。累積欠損金比率につきましては、現在は生じておりません。

10ページをお開き願います。

左から説明していきます。流動比率につきましては、100%は超えているものの、今後現金は減少する見通しでございますので、率は下がる傾向にあると思っております。

続きまして、企業債残高対給水収益比率は、浄水場の建設あるいは南郷地域の管更新の起債がありましたので、今後も建設改良の財源としての起債に依存していくことから、数値が今後も高い状況が続いていくものと見通しを立てております。

11ページになります。

有形固定資産減価償却率につきましては、南郷地域の管路あるいは浄水場などは、新しい施設なので、平均より低い数字となっております。

続きまして、管路経年化率では、耐用年数を過ぎている管路は石綿セメント管約1万2,000キロメートルを含めて約3万9,000キロメートルあり、経年化率が高い傾向にあります。

訂正をお願いします。11ページ目の管路経年化率につきましては、耐用年数を過ぎている管路は、石綿セメント管が約1万2,000メートルの誤りで、往復で約3万9,000メートルあり、経年化率が高い傾向にあるということで御訂正願います。

続きまして、12ページをお開き願います。

管路更新率につきましては、これまで建設改良が進んでいないため、かなり低い数字となっており、今後、石綿セメント管の更新により平成29年度では0.7%程度となりますが、このペースでも全ての管路を交換するには100年以上を要する計算となっております。

次に、13ページをごらんください。

3、経営の基本方針となります。経営戦略では、効率化、経営健全化の取り組み方針などを示すこととなっております中で、安全・強靱につきましては、投資に関する方針で、安全な水道水を供給し、自然災害に対する体制を構築するため、持続に掲げる効率的な取り組みなどにより経費の節減を図り投資を進めていきたいと考えております。

続きまして、14ページをお開き願います。

4の2、投資・財政計画の策定に当たりましてですが、施設・設備に関する投資の見通しを試算した投資計画と財源の見通しを試算した財政計画の収支均衡がとれたものとするところになっておりまして、それが経営戦略の基本的な考え方となっております。投資計画と財政計画の収支の均衡がとれたものにしていくというのが基本的な考えとなっております。あと、後ほど説明いたしますが、投資・財政計画では、現行の料金体系を維持した場合の投資・財政計画別紙1と収支均衡をとるために料金改定を行った場合の投資・財政計画別紙2の2パターンで作成しております。

15ページをお開き願います。

15ページは、投資計画の内容となりますが、投資計画の策定に当たりましては、将来の更新の需要を見込みまして、投資を抑えるために優先順位をつけて作成しております。管路の優先順位につきましては、昨年の夏でもご理解をいただきましたが、平成38年度までに石綿セメント管を全て更新し、整備完了することで位置づけしております。期間、事業費、財源の内訳は、当初のほうにお示しのとおりでございます。

続きまして、施設関係の優先順位につきましては、事故が発生した際の影響度を考慮して位置づけしております。これまでの財政計画になかった事業で新しく投資計画に位置づけした事業につきましては、平成30年度実施予定の梅ノ木取水場取水口タラップ等改修工事で、これは鳴瀬川の取水口までおけるタラップ、はしごを交換するものでございます。

次に、16ページを開いていただきまして、平成31年度の梅ノ木取水場活性炭充填設備増設工事につきましては、誤って油などを含んだ原水を取水した場合に、活性炭により除去するものでございます。平成32年度の美里町浄水場床排水ピットポンプ設置工事につきましては、沈殿池や活性炭吸着施設の地下水に浸水した際に排水できるようにポンプを設置するものでござい

ます。平成33年度の蜂谷森配水池階段改修工事につきましては、階段の老朽化に伴う改修でございます。平成35年度の美里町浄水場苛性ソーダタンク改修工事につきましては、ソーダタンクの現在の容量を大きくするものでございます。

続きまして、平成37年度に行います美里町浄水場PHアルカリ計設置工事につきましては、原水の着水点のところに計測計を設置いたしまして、遠隔で管理し、薬注入を円滑に行うものためでございます。

次に、17ページになります。

平成38年度の美里町浄水場PAC配管工事につきましては、配管を二重配管することで、管の薬による目詰まりなどの事故を防ぐために対応できるようにするものでございます。

次に、18ページをお開きください。

財源についての説明になります。財政計画を水道料金の収入の算出につきましては、メーター口径13ミリメートル、20ミリメートル、25ミリメートルは、主に家庭用として利用されていることから、人口減少を考慮して料金収入を見込んでいます。メーター口径13ミリメートルから25ミリメートルまでの場合、ちょっと前後いたしますが、従量料金につきましては、給水人口の見込みは町の総合計画の目標人口の人口減少率をもとに算出しております。次に、1人当たりの年間使用量につきましては、75.61立方メートルとして計算しております。次に、年度ごとの給水人口に1人当たりの年間給水量を乗じまして年間の給水量を算出しております。この年間給水量に口径別の水量使用割合を乗じて口径別の使用水量を算出し、それに従量料金の単価を乗じて料金収入のほうは算出しているところでございます。

また、基本料金の算出に当たりましては、前年度の年間の契約件数に過去の増減率を乗じて見通しの年間契約件数を算出いたしまして、基本料金の単価を乗じて算出しているところでございます。

あと、メーター口径30ミリメートル以上の場合は、従量料金につきましては、前年度の使用水量に過去の増減率を乗じて算出し、その使用水量に対して従量料金の単価を乗じまして算出しております。基本料金の算出につきましては、先ほど申しましたメーター口径13ミリメートルから25ミリメートルの場合と同様でございます。

次に、19ページをごらん願います。

後ほど御説明いたしますが、経費を節減して事業費の抑制に最大限の取り組みをいたしますが、平成32年度以降、積立金を使い切り、資金不足を生じる見通しとなっております。先ほど説明した投資計画に掲げた生活に必要な社会資本を整備する必要がありますので、水道料金

の改定を行い収入を確保する必要があります。つきましては、4の2の2の2の水道料金の改定の試算についてになります。

平成32年度に資金不足をする見通しとなっておりますので、平成31年10月から改定を行うことで試算しております。試算に当たっては、平成25年度に水道料金を改定した際の使用した総括原価方式を用いて行っております。算定期間につきましては、便宜的に平成31年10月から平成39年3月までの期間としております。なお、総括原価方式につきましては、日本水道協会が作成した料金算定要領による方式で、企業債の元金償還支出を除き減価償却費を反映するなど、現金支出の伴わない費用を含めて料金を設定する方法となっております。この算定式を当てはめて算出したところ、料金改定率につきましては、一番下になりますが、11.58%の改定率となっております。

次に、20ページをお開き願います。

投資・財政計画別紙2の改正後の水道料金につきましては、現行の料金体系を維持した場合の各年度の料金収入に料金改定率を乗じて算出しています。これにより、算出した料金収入の推移をグラフにしましたが、平成31年度までは料金と総括原価の収入にギャップがありましたが、平成32年度以降の改定後は投資に必要な財源が確保され、収支のギャップが解消されております。なお、今回の試算は投資・財政計画の収支均衡を図るものとし、実際の料金改定では実施時期、改定率、算定期間などは、今後の経営状況の推移を踏まえて再考することとなります。

次に、4の2の2の3の企業債の借入れについてです。平成28年度から平成38年度までの企業債借入は、約16億8,400万円を見込んでおります。企業債残高につきましては、平成38年度の企業債残高は31億2,100万円を見込み、平成27年度末残高で37億1,600万円ですので、約5億9,500万円縮減する見込みとなっております。

次に、21ページをごらん願います。

4の2の3の投資以外の主な経費についてで、こちらは収益的収支のほうに計上しているものになります。平成30年度の小牛田地域管網解析業務につきましては、将来、配水量の減少が見込まれる中で、水道管の適正な口径を算出し、水道管の延長と口径を縮小し、施設の適正化を図り、これにより建設改良費の縮減につなげていくものです。梅ノ木取水場では、取水機能を除く施設の解体を平成30年度、平成31年度に実施する予定でございます。また、平成31年度から、水道料金調定収納業務と、下のほうに書いているんですけども、開閉栓業務を現在の浄水場等運転業務に含めて、包括的民間委託を検討し、今の職員体制を現在の6人から4人体

制に組織を縮小することで検討してまいりたいと考えております。

事業費財源内訳につきましては、お示しのとおりとなっております。

次に、22ページをごらん願います。

4の2の4の経費の削減についてになります。経営方針の持続の具体的な取り組みとなります。経営の目標設定としまして有収率を設定しました。平成33年度まで町全域で90%を目標としていきます。これに伴いまして、無効水量を減少させ、動力費などの無駄な経費の節減につなげていきます。有収率90%は全国の平均値となりますので、以前よりも大きく改善することから、平成34年度以降は同率を維持継続し、漏水調査の範囲を縮小し、委託料の削減をしていきたいと考えております。

次に、真ん中にあります受水費の削減ですが、今、大崎広域水道から受水費を購入しておりますが、責任水量が年々減少する契約となっておりますので、浄水場の稼働率を向上させることで対応し、受水費の削減をしていきたいと考えております。こちらのほうは、グラフにお示ししたとおりです。

その他の経費削減につきましては、前のページでも説明いたしましたが、これから具体化していきます包括的民間委託によりまして、コスト削減に努めていきます。また、水道料金の未納対策を講じ、未納額の縮減を図り、貸倒引当金を減額していきます。

23ページ以降につきましては、料金改定により各経営指標の推移が改善される見通しとなっておりますので、御参照ください。

次に、25ページになります。

4の3の今後の予定といたしまして、2番目の啓発活動の実施についてになりますが、水道水に対する理解を深めるなどの啓発活動を行いまして、水道事業全般に関する広報活動を進めてまいります。

計画書のほうは以上でございます。

次に、別紙資料の投資・財政計画をごらんください。

初めに、別紙1を見ていただきたいと思っております。左肩に別紙1で法適用企業・収益的収支となっております。真ん中に投資・財政計画（収支計画）現行料金体系維持ということになっております。こちらのほうから説明していきます。2枚ものになっておりまして、収益的収支と資本的収支からなっております。

初めに、1ページ目の収益的収支の収入から説明してまいります。1の営業収益（1）料金収入につきましては、算出方法につきましては、計画書のほうで説明しておりますが、給水人

口の減少などにより有収水量が減少する傾向にありますので、平成38年度までは減額することで見込んでおります。(3)のその他につきましては、審査・完成検査手数料などで、徐々に減少することで見込みました。

2の営業外収益(1)補助金であります。一般会計からの繰入金として高料金対策の補助金などがあげられますが、この補助金につきましては、平成32年度までのものとなっております。年々縮減されていきます。2の(2)の長期前受金戻入につきましては、資本的支出の財源である国庫補助金などを減価償却に対する割合に応じて収益とするものでありまして、これは現金収入が伴わない収入となっております。続きまして、2の(3)のその他につきましては、下水道使用料の徴収委託料が主なものとなっております。今後、使用水量の減少が伴いますので、徐々に減額することで見込んでおります。

次に、支出になります。

1の営業費用(1)職員給与費につきましては、町職員の平均人件費をもとに算出しております。その中で、平成31年度から職員2人を減員する方向で検討しておりますので、減額することで見込んでいます。

次に1の(2)で、動力費につきましては、配水量の増減率により算出しております。修繕費につきましては、施設の経過年数や状況を把握した上で必要な金額を見込んでおります。材料費につきましては、過去の実績額をもとに算出しております。その他につきましては、主なものとしまして、委託料の浄水場等運転業務、漏水調査などのメーター検針、交換及び有収率向上対策業務などが含まれております。委託料につきましては、先ほど御説明いたしましたが、平成31年度から水道料金調定収納業務と開閉栓業務を民間委託する方向で検討しておりますので、委託料を増額することで見込んでおります。また、平成33年度から有収率を90%向上することで、平成34年度からは漏水調査の範囲を縮小することで委託料の減額を見込んでいます。

あと、1の(3)減価償却費につきましては、固定資産台帳に登録している償却資産と今後の更新投資により取得する償却資産の減価償却費の見込みにより算出しております。

2の営業外費用(1)支払利息は今後到来する企業債の利息を見込んでいます。

特別損益(H)は、旧水道事業所庁舎の固定資産売却損であります。これは、平成30年度までとなっております。

現行の料金体系を維持した場合には、当期純損益につきましては、3番目の黄色い行になりますけれども、平成30年度以降が純損失が継続することとなっております。平成30年度で当期純損失が185万円。平成31年度では4,554万9,000円という形で、純損失、赤字が継続し、平成

32年度までは損益留保資金で穴埋めをしますけれども、平成33年度以降は補填もできなくなり、累積欠損金、資金不足を生じる見込みとなっております。

続きまして、2ページ目の資本的収支をごらんください。

1番目の企業債につきましては、石綿セメント管更新事業と投資計画に掲げた施設、設備などの建設改良事業の更新財源に充てるもので、企業債借入額は平成33年度が一番ピークで、年間で約1億7,000万円で最も大きい借入額となっております。今後、借入額につきましては、その年度の企業債償還金の範囲内とし、現在の企業債残高が増加しないように抑制には努めていきたいと考えております。

2の他会計出資金につきましては、平成17年度に行った統合水道の償還金に対する一般会計からの繰入金です。

4番目の他会計負担金につきましては、消火栓設置工事に対する一般会計からの繰入金です。

7番目の固定資産売却代金につきましては、旧水道事業所庁舎の売却収入で平成30年度までとなっております。

8番目の工事負担金につきましては、他会計から依頼された配水管敷設外工事などの負担金となります。

9番目のその他につきましては、加入分担金となりまして、平成29年度以降は徐々に減額する見込みで計算しております。

次に、資本的支出になりますが、1番目の建設改良費につきましては、投資計画に掲げた石綿セメント管更新事業を初め、施設、設備の更新などになりますが、内訳は別紙3のほうに掲載していますので、後ほど説明いたします。

2の企業債償還金につきましては、今後到来する企業債の元金償還を見込んでおりまして、その中で、平成34年度が支払いのピークを迎えまして、2億4,220万2,000円がピークとなりまして、この前後は支払いの高い部分になっており、今後資金繰りが厳しい時期となっております。

資本的収入額から資本的支出額に不足する額（E）は、補填財源（F）の1損益勘定留保資金、積立金に当たります2の利益剰余金処分量、4の仮払消費税及び地方消費税を充てて補填してまいります。なお、平成32年度には積立金が、平成31年度の積立金が3,005万円あったものが、平成32年度では積立金を使い切ってしまうと、不足額を補填することができなくなっているという形で、補填財源の不足額が3,696万5,000円という形で、補填ができない状況に陥っています。

次に、別紙2の投資・財政計画をごらんください。

こちらのほうも2枚もので、収益的収支、資本的収支からなっております。別紙2のほうが料金改定を行った場合の収支計画となります。

収益的収支につきましては、計画書のほうでも説明いたしましたが、平成31年11月から料金改定率11.58%を乗じて料金収入を見込んでおります。これにより、当年度の純利益になりますが、3番目の黄色い行のところになりますけれども、平成32年度からは赤字が解消されまして、平成32年度は6,153万9,000円、平成33年度は6,408万1,000円となりまして、黒字が5,000万円から6,000万円の黒字を発生できるようになります。

次に、2ページ目になります。

2ページ目の資本的収支につきましては、平成32年度以降収益的収支から純利益を資本的収支の不足額のほうに補填できるようになります。当面は、企業債の償還金の支払いがピークを迎えますので、積立金のほうが思うようにふえませんが、平成38年度で積立金がようやく平成27年度の半分まで回復する見通しとなっております。平成32年度の積立金が666万5,000円と、平成33年度が868万6,000円ということで、なかなか思うようにふえないのは、2番目の企業債償還金の部分が大きいため、積立金を充てていくようになりますので、平成38年度でようやく9,011万3,000円までに回復して、これは平成27年、平成28年のようやく半分ぐらいの積立金までに回復するというような見込みとなっております。今回の投資に必要な財源を確保するように、収支均衡をとるようにしておりますが、今回の企業債も建設改良費のほうに100%満額を充当するような内容となっておりますので、申し伝えておきます。

次に、最後になりますけれども、別紙3建設改良費の推移の内容になります。

真ん中の設備改良事業費につきましては、投資計画で改めて作成したことから、従来の財政政策の内容と変更しております。青色の事業につきましては、これまで財政計画に位置づけしていたもので、平成29年度に予定しておりました耐震診断補強設計につきましては、2点目で説明いたしますが、配水池が耐震補強をする必要がなくなったもので、耐震診断補強設計と平成30年度、平成31年度に予定しておりました配水池の耐震補強工事も必要がなくなったことから、計画から削除しております。また、平成33年度に予定しておりました配水池の緊急遮断弁設置詳細設計につきましては、平成30年度に前倒しをして進めてまいります。また、平成31年度、平成32年度に予定しておりました柿ノ木配水場緊急遮断弁設置工事、あと蜂谷森配水場緊急遮断弁設置工事につきましては、それぞれ平成31年度、平成32年度に前倒しをして進めてまいります。なお、桜木町配水池緊急遮断弁工事につきましては、これは削除いたします。

あと、赤色の事業につきましては、今回新しく投資計画に盛り込んだ事業となります。

最後に、このページの下から2番目の無形固定資産の行で、平成32年度の475万円につきましては、水利権を更新するための委託業務となります。

以上で、美里町水道事業経営戦略の内容となります。よろしくお願いいたします。

議長（吉田眞悦君） ただいま、水道事業所長から水道事業経営戦略ということで説明をしていただきました。大分ボリュームもあるんですけども、何か皆さんから聞いておきたい、確認したいということがあれば。橋本議員。もしあれでしたら、資料の何ページとか指してもらえればよろしいかと思えます。

10番（橋本四郎君） きょう説明したはずだよな。これの町民への説明というのはやるんですか。

議長（吉田眞悦君） 水道事業所長。

水道事業所長（櫻井純一郎君） 今後は、議会の報告をしまして、ホームページあるいは広報等で公表はしていきたいと考えております。

議長（吉田眞悦君） 橋本議員。

10番（橋本四郎君） ホームページというのは住民の半分ぐらいだと思うんです。半分の人は見られないわけだ。私はやらないけれども、私の年齢でパソコンやる人は別だけれども。大体75歳以上を過ぎたら見ないのではないかな。できると言うなら、そうなのでしょう。そういう人たちが今中心になって納めている。そういう利用する人にわからなければ、町民がわからないままに値上げになったのかということになるので、そういう配慮はないんですか。

議長（吉田眞悦君） 水道事業所長。

水道事業所長（櫻井純一郎君） 先ほども申しましたが、みさと広報も活用して町民の皆さんには公表していきたいと考えております。

議長（吉田眞悦君） 橋本議員。

10番（橋本四郎君） 広報でわかる内容だといいいんです。1つ聞きましょう。人口が平成52年のとき、1ページに書いてある。一万六千六百何ぼになる。そうすると、そのときの人口減少はどのぐらいになるんですか。平成38年に。

議長（吉田眞悦君） 高橋主事。

水道事業所主事（高橋 勲君） 計画書の19ページをお開きください。

18ページで今後の給水人口の見込みと水量の推計をグラフ化しておりますけれども、その次のページで、給水人口が平成26年の給水人口から平成38年度には2万2,380人程度になると見

込んでおります。

議長（吉田眞悦君） 橋本議員。

10番（橋本四郎君） 平成38年度には2万2,000人になるというんでしょう。

水道事業所主事（高橋 勲君） こちらのほう、19ページ上段に書いている。

議長（吉田眞悦君） 19ページの一番上。橋本議員。

10番（橋本四郎君） 平成52年度に1万6,600人というのは1年で約400人ずつ減っている。幅がなくて、急にこういうふうになるのはどういうわけですか。2万6,000人いる、2万五千幾らですけれども。2万5,000人から1万6,000人を引くと7,000人という数字が出てくるでしょう。その7,000人という数字を平成28年から平成52年までの年間で割ると、平均で三百何人になる、1年間の人口減少。1年間の減少というのは一気に下がるんじゃない。段階的に減っていくとすれば、今の数字の出し方では問題がありませんか。

議長（吉田眞悦君） 高橋主事。

水道事業所主事（高橋 勲君） 1ページにお示ししております1万6,661人、平成52年度とお示しさせていただいているのは、美里町総合計画、また総合戦略の中でお示ししている人口減少の目標値になっております。今回、実際給水人口にこれをそのまま当てはめることはできませんので、この減少率、町でつくった減少率を今現在の例えば平成27年度の給水人口に当てはめていくことで、こういった推移で減少しますという数字をつくっております。

議長（吉田眞悦君） 橋本議員。

10番（橋本四郎君） そうなると、1ページでは、総合計画では1万6,000人ですから1万6,000人といいながら、水道事業では別にあるとすれば、その説明が必要でしょう。何で1万6,000人じゃないとなるのか。その説明をしないで、ただ単にこちらの1ページでは1万6,000人といいながら、資料をつくっているでしょう。（「給水人口と人口は違うということ」の声あり）

議長（吉田眞悦君） 高橋主事。

水道事業所主事（高橋 勲君） 付属資料としてお出ししました水道用語解説をお出ししております。こういったものです。その中で、給水人口の定義というのが書かせていただいております。給水人口につきましては、給水区域内に居住し、水道により給水を受けている人口のことを言っています、給水区域外からの通勤者であったりとか観光客等は給水人口に含まれません。総合計画等でお示ししている目標人口というのは別の推計方法をつかっておりますので、それをそのまま当てることができません。なので、今回はあくまで平成28年度決算で出した給

水人口と、これからどれくらい減っていくのかというのはなかなか水道単体での推計はできませんので、町で出した計画をもとに、どれくらいの推移で減っていくのかというものを、減少率を算出しているような形になっております。なので、そこは一致しないものです。

議長（吉田眞悦君） 橋本議員。

10番（橋本四郎君） 実はこれは、宮城県で出している市町村の決算概要という本なんです。この資料を見ながら、きのう、一昨日ですか、宮城県で出しましたね。水道の民間委託。その表の中になんて書いてあったかということ、平均的には料金は213円だと。20トン当たり210円。（聴取不能）は2,100円を超えている。高いほうなんです。そういう高くなる状態にもかかわらず、何かをして他の市町村と合わせていかなければ、この町に暮らす理由がなくなってくるでしょう。だから、最大に町民の負担を軽減するにはどういう方法をとるかという問題なの。負担を少なくする方法はというふうにしたら。今考えていることは。

議長（吉田眞悦君） 水道事業所長。

水道事業所長（櫻井純一郎君） 経営戦略につきましては、効率化、経営健全化の取り組み方針もお示しすることになっておりますが、22ページに経費の節減ということで掲げておまして、例えば目標設定としまして、有収率を高めていくことで無効水量を減少させて、無駄な経費を削減していくということとか、あるいは経費を減らして、今、持っている自己水源、浄水場の稼働率を高めて、そういった部分で受水費を減らしていこうと。あるいは、民間委託を民に任せるものは民に任せていくということの中で、今、検討している最中ですがけれども、包括的委託ということの中で、今、浄水場の運転管理業務の中にそういった調定収納業務などを含めて委託をし、最大限の努力をしていく考えでございます。以上です。

議長（吉田眞悦君） 橋本議員。

10番（橋本四郎君） あくまでも、そうならざるを得ないということですが、問題は経営の体制に問題はありませんか。例えば言います。有収率は83%ですよ。県内平均は89%ぐらい。なぜかということ、老朽管の更新がおくれている。老朽管の更新がおくれればおくれるほど必要でない経費が流されていくんです。違いますか。この資料を見てください。例えば83.9%というのが17%の負担を残った費用は1年83%とするのではなくして、それ以外の金額になる。100万円のを8人で負担するのと10人で負担すれば10万円で、8人にしたら何ぼになりますか。12万5,000円になるでしょう。12万円でない。

議長（吉田眞悦君） 橋本議員……。

10番（橋本四郎君） 問題は、（「15人いるんだよ議員は」の声あり）そういう経営改善をし

ていくのに具体的にどうしなければならないか。緊急の問題としては、私は老朽管の更新だろ  
うと思う。老朽管の更新がおくれればおくれるほど……。

議長（吉田眞悦君） 橋本議員、橋本議員が主張している老朽管の更新についても、この中に  
入って……。

10番（橋本四郎君） 遅いって言うんだよ。（「15ページにかかれていますでしょう」の声あ  
り）

議長（吉田眞悦君） 橋本議員は、その老朽管の更新事業を単年度のうちに決めて有収率を高  
めろという意見だということですね。

10番（橋本四郎君） この町の上水量というのはありますけれども、県水を買っているのは1  
日4,000トンですか。

議長（吉田眞悦君） 待ってくださいね。今の老朽管の更新事業のことと県水の日量。所長。

水道事業所長（櫻井純一郎君） 今、橋本議員からの御意見で、老朽管の更新の促進というお  
話がありまして、議員御指摘のとおり、平成38年度までには石綿管を全部更新して進めてまい  
ります。それにつきましては、15ページの一番上にお示ししているとおりでございますので、  
今後とも促進してまいりたいと思います。

県水につきましては、日量が4,320立方メートルとなります。

議長（吉田眞悦君） 橋本議員。

10番（橋本四郎君） 町長は管理者なの。管理する水道事業は特別会計ですよ。町長が管理  
者だから。そのかわりに、町の全体の予算をとっているんだから、水道事業の更新を短期間で  
やるというのは億の金がかかる。今37億円でしょう、更新することになれば。それがさらにふ  
えたら、それはもちろんどっちにしてもふえることだけれども、ほかの町の一般会計の事業と  
いうものをおさえながら、水道会計のほうに貸し付ける方法を考えているんですか。これは、  
特別会計でできますよね。（「これは企業会計ですよ」の声あり）

議長（吉田眞悦君） 町長。

町長（相澤清一君） 企業会計ですので、一般会計からのやりくりなんていうのは簡単にでき  
るものでもないし、そういうふうな形でやるのではなく、企業会計ですので、しっかりとそう  
いう長期計画にのって、きょうも説明していますけれども、財政計画をしっかりと中長期的に  
固めながらそれをやっていくという形で、今後もそういう運営をしていきたい。当然一般会計  
からの繰り入れ、繰り出し、そういうことは余り考えないで、しっかりと企業会計の中で進め  
ていきたいとそのように思っております。

10番（橋本四郎君） 一般会計からの繰り出しというのはできない。貸し付ける方法になる。だから、貸し付けるにしても同じ会計、町の中だから、利子がつかない金を借りれば楽でしょう。（「15人いるんだからみんなに回るように話して」の声あり）

議長（吉田眞悦君） 水道事業所長。

水道事業所長（櫻井純一郎君） 基本的には独立採算制なので、水道料金をもって充てることになっておりますので、借入金につきましては、本当に恐らくはそういった危機的な状況でそういった場合に使うものでありまして、基本的には独立採算でやっていくというのが基本原則となっております。

議長（吉田眞悦君） ほかに。大橋議員。

7番（大橋昭太郎君） ものすごく単純に聞かせていただきたいんですが、水道事業がこのままの料金体系では維持できないから平成31年度の10月から11.58%の値上げで維持していこうという説明だと捉えていいわけですね。

議長（吉田眞悦君） 水道事業所長。

水道事業所長（櫻井純一郎君） 大橋議員の御指摘のとおりです。

議長（吉田眞悦君） 大橋議員。

7番（大橋昭太郎君） そういったようなことでこの水道事業というものを維持していかざるを得ないという状況を今、説明されたと思うんです。それ以外の何ももないとは思っているわけなんですけれども。ただ、一つ懸念される部分で、これから説明される配水池の問題、そういったようなものが、例えばざっと見てきたんですが、多少問題があるが今の状態で使えるうちは使っていこうという表現にもなっているので。そうすると、心配するのは、唐突にそういった問題がどういう形で出てくるかわからないけれども、不安定な中で配水池というものが維持されていく。それが唐突に問題として出てきたときに、この料金改定でも足りなくなるんじゃないかという心配を持っているわけ。確かに、町民への負担という問題もあるけれども、やっぱり継続的な維持というときに、もう少しそれらも加味していかないと大変なんじゃないかなと感じるのですが、いかがでしょうか。

議長（吉田眞悦君） 高橋主事。

水道事業所主事（高橋 勲君） 今、議員から御指摘いただいたとおり、災害等で突発的な費用というのは当然考えられます。ただ、今回の財政推計については、それらは見込んでいません。決算値等の数値を各年出たごとに、これらの数値の見直しというのは当然必要になります。それらの水道料金の改定率、今回11.58%と出しましたけれども、これは今後例えば突発的な

費用が入ってきた場合、その費用を組み込んだ上での最後の算出等が必要になってきますので、そうした随時のローリングというものをしまして、経費の節減の部分もあわせまして、再度確認、検証、検討をしていきます。以上です。

議長（吉田眞悦君） 今回のこの計画の中には災害等のことは加味していませんと。大橋議員。

7番（大橋昭太郎君） ただ、言っているのは、配水池なんていうのはこれから説明を受けるんだけれども、言ってみれば、いつ悪くなるのかもわからないという状況にあるんだと思う。この中にも中間見直しという部分がうたわれていると思うんだけれども、それらへの対応というのは、変革の中に盛り込んでいかなかったら、唐突に出てきたときのさらに料金改定というのは大変じゃないかを感じるわけです。そこだけです。

議長（吉田眞悦君） ちょっと2番目の件にも財政面も絡むということなので。副町長。

副町長（佐々木 守君） 大橋議員が心配しているとおりだと私も思っています。そのためにも、万が一そういう状況にならない、あるいは対応できるために、やっぱり現金を幾ら持っているかということが大切だと思います。起債、借入れはそうなんですけれども、基本的にはやっぱり現金を持っていないとすぐには対応できないということだと思います。

それから、今は配水池は大丈夫だとは言っていますが、やはりもし万が一というか、大分うまくないなというときは、この事業の優先度をやっぱり上にあげていくと。これからやろうとしていることはしたに繰り延べするというのも2つ考えていかなければならないと思います。事業計画の見直しと幾ら現金を持つようにするかという2つで対応しなければならぬかなとは思っています。

議長（吉田眞悦君） ほかに。鈴木議員。

9番（鈴木宏通君） お伺いいたします。最後の表紙25ページになりますけれども、広域連携の検討ということが平成28年2月29日に総務省づけで出てきたということになります。これにつきまして、今後の町としての考え、そしてこれから大崎広域またはもちろん県北という大きなところになると思いますが、町長の考えをおひとつお聞かせ願いたいと思います。

議長（吉田眞悦君） 町長。

町長（相澤清一君） 先日、この件について企業局から説明をいただきました。それで、皆さん御存じのとおりだと思いますけれども、水道用水供給事業、工業用水事業、流域下水道事業、この3つを平成32年度から県の管轄で行いたいと。非常にスケールメリットなんかを生かして民間委託をして進めて、今後やはり単独のそういう組合では到底なかなか老朽化も進んでいきますので難しいという状況の中で、県で中心となって民間委託をしながらスケールメリットを図

って今後進めたいという、そういう内容であります。当然、そういうメリットが出た場合には、それ相応の設備投資なり料金等の改定なんかもあるかもしれませんが、まだそこまではっきりとした明確な意思表示はされておられません。そういう中で、今後平成32年度を目途に進めていくという状況で説明をいただきました。

議長（吉田眞悦君） 鈴木議員。

9番（鈴木宏通君） まず最初に、大崎広域の考えとして、例えば連携をまず考える場合に、有水域、鳴瀬川水域の部分もあるでしょうし、そういうことを踏まえて大崎の中での話し合いというのは、今後これからする見込みがあるかどうかと、どう考えていくかということをお伺いします。

議長（吉田眞悦君） 町長。

町長（相澤清一君） まだ、大崎広域の中では議論されていませんので、今後そういう話し合いは当然していくような形になると思います。そういう中で、全体でその方向性は今後しっかりと道しるべとして出ていくのかなと思いますので、まだその段階でございますので、今実際説明をいただいたという段階でございます。

議長（吉田眞悦君） ほかに。福田議員。

2番（福田淑子君） 19ページの上のほうなんですけれども、平成26年度と平成38年度の給水人口と配水量、これは1人当たりの配水量を割った場合に、平成26年度は121立方メートル、平成38年度は100立方メートルになっていますね。なぜこういうふうにもともとの基本が変わってくるのか。

議長（吉田眞悦君） 高橋主事。

水道事業所主事（高橋 勲君） 19ページにお示ししております給水人口と例えば配水管のことになりますけれども、給水人口の水道の配水につきましては、給水人口以外の部分、例えば業者でありますとか、そういった部分の満たしている配水も含まれますので、その影響で一概に皆さんがおっしゃっている部分でうまくいかない部分というのはございます。

議長（吉田眞悦君） 福田議員。

2番（福田淑子君） そんなに状況が変わるということ踏まえてのあれなんですか。121立方メートルと100立方メートルのそれぞれの基礎ができていますので、なぜこういう計算に、今、給水人口云々という、状況はそんなに大きく変わるのか。（「1人当たりに使う水が減っている」「使用量が減る要因だね、結局は」の声あり）そんなに変わらないと思うんだけど、見込みでしょうか。

議長（吉田眞悦君） 水道事業所長。

水道事業所長（櫻井純一郎君） 家庭用だけじゃなくて、大口の部分もそういった減少傾向にあるので、そういった部分を加味しているんで、1トン当たりを、人口減少あるいは節水器具の普及云々もある中で、そういった部分で、1人当たりというような、業者も入っていない部分があるから、1人当たりの配水量が差があるというのは、そういった部分が乖離しているのが原因なのかなと認識しています。

2番（福田淑子君） それを想定してこういうふうになったと。

水道事業所長（櫻井純一郎君） だから、町民だけではないので、大口の事業所も入りまして、そういったことが原因。

議長（吉田眞悦君） 福田議員。

2番（福田淑子君） 大きい工場がいっぱいあるなら別ですけれども、見込みですから。給水量を上げるための施策についてなんですけれども、例えば、これが全部お金にかわってくる、現金が必要だという話をされたので。予算の分割管理の中でもお話ししたんですけれども、店から買っている人たちも結構いると思う。給水人口をじゃあ美里町で上げるためにはどうすればいいのかと考えているのでしょ。

議長（吉田眞悦君） 水道事業所長。

水道事業所長（櫻井純一郎君） 福田議員から、これからの部分で御指摘いただきまして、啓発活動をこれから、水道水の理解を深めるようなことをこれから考えてみたいなと思っております、とまあ水道全般での、今回も、経営ということで策定しましたので、広報等でそういった事業全般、あるいは水道水に対して安心・安全な水を供給しているよというような啓発は今後やっていきたいなと思っております。その中で、そういう点がさらなる議員の要望や町民につなげるようなイベント啓発とかそういったものができるかということもこれから職員の皆さんと考えていますので、いろいろと御指摘していただきながら進めていきたいと思っております。

議長（吉田眞悦君） 福田議員。

2番（福田淑子君） 現金につながる大事な給水収益だと思うので、その辺を一緒に加味しながら考えていかなければだめだと思う。実態はどうなっているのかということも、これは去年の分科会でもお話ししたと思う。職員がかわっているからあれだけれども。やっぱり給水人口を上げるために、給水収益を上げるためにどうすればいいのかということをも、さっきからその理由を言っているんですから、それをちゃんと現実、それからこういう施策をもって、ああ、努力しているんだなと私たちはわかるんです。そうしてもう少しくまく考えていただきた

いと思います。

議長（吉田眞悦君） いいですね。ほかに。山岸三男議員。

12番（山岸三男君） お尋ねします。まず最初に、先ほどから副町長がおっしゃられたように、現金が何ぼあるかという話をされました。それで、ここで料金改定11.58%料金改定することによって、この料金改定指標、別紙2の2枚目の平成32年度になると665万7,000円。料金を改定することによって平成32年からこの金額が積み立てが残っていくというか、積み立てができるという受けとめ方でよろしいのか、お伺いします。

議長（吉田眞悦君） 高橋主事。

水道事業所主事（高橋 勲君） 議員おっしゃるとおりとなっております。

12番（山岸三男君） 先ほどの説明だと、平成31年度で、もうすっかり使い切ってゼロになる。平成32年度はゼロですから。値上げすることによってその年からすぐ660万円くらい貯金ができるという説明でしたけれども、それと同時に、もう一つは、19ページの4の2の2の2です。これで、平成31年10月から平成39年3月としましたとあるんですけども、値上げを平成39年3月までするということによろしいんですか。（「そのとおりになります」の声あり）

議長（吉田眞悦君） はい、そのとおり。山岸三男議員。

12番（山岸三男君） 平成39年3月までの八、九年間、この期間をして財政が改善したとして、その値上げした11.58%をまたもとに戻すのか、あるいはこのまま維持するのか。その辺はどのように考えますか。

議長（吉田眞悦君） 高橋主事。

水道事業所主事（高橋 勲君） 水道料金の改定につきましては、今回はこの期間で算定させていただいております。もちろんその期間、今後、本格的に水道料金の改定を行う場合は、もう少し短いスパンで、例えば算定期間を設定して試算していくというのが大事なことだと思います。随時、そういうふうに総括原価方式を使って次の次の期間の費用がどれくらいかかるのかを見て、上げられるのか下げられるのかというのを算出していきたいと思います。以上です。

議長（吉田眞悦君） 副町長。

副町長（佐々木 守君） 水道料金の改定はこの財政計画の期間中は見直しを含めて料金改定が1回になるか2回になるかわかりませんが、例えば元に戻すというのは、低い金額にすることだと受けとめますと、簡単に企業債残高31億円を全部払えばもとに戻るかもわかりません。これをゼロにしない限りはもとに戻ることはないと思います。だから、お金がだんだんたまっているというか、利益が上がって貯蓄がというか、現金がたまったら、簡単に言うと、

企業債の繰り上げ償還をしていくんです。そして、できるだけ利息も、今安いからいいという話ではないですから、それぞれ元金と利子もどんどん払って行って、身軽になっていくということなんです。ですから、平成38年度で料金改定した後の企業債残高が31億2,000万円ありますから、これをすっかり片付ければ、まあ、それは、ものにとというか、低い金額になる可能性はあるという。これがあるうちは多分無理だろうと思います。借入金残高があるうちは。

議長（吉田眞悦君） 山岸議員。

12番（山岸三男君） 一応、私がここ何年か議員をやっている中で、何回か料金に関しては何回も出されているんですよ。見直し見直して。それで、きょうの説明の中にも、美里町だけではなくて、どんどん人口が減っていく。そして美里町に関しては、世帯数はふえても人口は減っている。水を使う人も減っているという。減っていく中で、どう維持するというのは非常に難しい話で、そのために計画書を立てる。ただ、計画というのはあくまでも数値で推計ですよ。これは正確ということではない。先ほどどなたかがおっしゃったように、万が一東日本大震災のような自然災害が起きたときに、この数値だけでは、先ほど説明がありましたが、それは加味しないという話だったんですけども、そういうことも当然ここ5年、10年の間には何回かは当然想像されます。毎回計画すると出るのは、こういうふうに頑張るしかないんだなと思うけれども、それは町民の要するに住民サービスになることですから、何とか計画に沿って健全に進められればいいなと私は思いますけれども。

議長（吉田眞悦君） 町長。

町長（相澤清一君） ですから、この経営戦略なり、中期的な財政計画をしっかりと持って今後進めていくということですので、御理解をいただきたいと思います。

議長（吉田眞悦君） ほかに。副町長。

副町長（佐々木 守君） 財政計画というか、経営戦略の投資・財政計画は、決算の姿を出しているんです。これはこういうふうな形にならなきゃいけないと。しかし、実際、冒頭で水道所長が申しましたように、実際決算はどうだったのかというのは、投資・財政計画と実態の決算を照らし合わせなければならぬんです。どこにそごがあるかどうか。うまく計画どおりにいったか、いかなかったか。そこがいけばいいんですけども、いかなかったのはなぜかという分析をして、毎年度、この財政計画そのものを見直す場合もありますけれども、実態としてもう一回計画に近づけるために、計画というのは悪くなるためにやるわけではないので、よくするためにやるものですから、実際の決算を見ながらどうやって近づけていくかということ細部にわたってやっていくわけです。経費を節減するのか、あるいは収益をどうやって上げて

いくかと。簡単に今やってきたのは、漏水調査をやって大分上がっていますから。それを90%まで近づけるといのは、普段の努力でやっていくとか、そういう実際の決算と財政計画を見ると、決算が出た時点で、きちんとそこは突き合わせをして、議会にも御報告しながら、うまくいったのはこうだ、いかなかったのはこうだというふうに、毎年やっていなければならぬいんです。

議長（吉田眞悦君） いいですか。ほかに。副議長。

15番（平吹俊雄君） 22ページ、未納額対策とあるんですけども、平成27年度の決算は出ていますんですけども、それに比べて未納額はどうか。平成28年度の近いやつ。その辺の数字を。

議長（吉田眞悦君） 高橋主事。

水道事業所主事（高橋 勲君） 別紙1の投資・財政計画のほうを見ていただきたいと思います。中段ちょっと下あたりに、流動資産（J）となっている中に、うち現金とうち未収金というものがございまして。平成27年度で2,115万6,000円だったものなんですけれども、今現在、水道料金未収金の徴収対策を行っておりますので、平成28年の決算としましては、1,991万8,000円まで縮減させていきたいと考えております。それ以降の推移については、こちらの表になっているとおりでございます。

議長（吉田眞悦君） 副議長。

15番（平吹俊雄君） このようになるんですか。平成28年度はどのように大分、未収が少なくなってくるんですか。

議長（吉田眞悦君） 高橋主事。

水道事業所主事（高橋 勲君） 現在、見込みではこのくらいの数字で推移するものと考えております。（「よろしく申し上げます」の声あり）

議長（吉田眞悦君） では、2点目までやります。

配水池の耐震診断の報告についてに移ります。水道事業所長。

議長（吉田眞悦君） 水道事業所長。

水道事業所長（櫻井純一郎君） 続きまして、2点目も、美里町における各配水池の耐震診断の報告について御説明申し上げます。

1番目の実施した理由につきましては、先ほど町長が御説明したとおりでございますので、省略させていただきます。

2番目の業務の内容につきましては、配水池の耐震診断につきましては、阪神淡路大震災ク

ラスの震度7を想定して配水池の強度を調査しております。

3番目の各配水池の診断結果につきまして御説明します。1番目の蜂谷森配水池につきましては、昭和53年に建設されました3,000立方メートルの配水池、ことして39年目を迎えるものが1つと、昭和47年に建設された750立方メートルのもの、2つの配水池になります。昭和47年のほうは、ことして45年を迎えるものであります。3,000のほうの配水池につきましては、条件つきになりますけれども、常時、水を入れている状態で耐震基準を満たすということで、水を満水にしていれば、配水池のほうは安全に使用できるということで、従来どおり使ってまいります。なお、空水時、水が枯れた状態であれば、壁面、底板等に耐震力がないという結果になりました。なお、750の配水池につきましては、東日本大震災以降、使用を停止しております。これは、配水池のタンクが25センチメートルほど傾いており、そして底板のほうに貫通クラックがありましたもので、現在のところ使用不能となっております。なお、750を使わない場合でも、今の3,000のほうで配水量が十分賄われているという状況です。

(2)の桜木町配水池につきましては、昭和42年に建設されたもので、1,000立方メートルの配水能力があります。昭和42年ですので、既に50年が経過しております。こちらのほうは、蜂谷森とは違いまして、耐震結果が基準を満たしていないという結果が出ております。蜂谷森のように満水の状態でも底板のほうが薄いということだと思えますけれども、耐震基準は満たしていないという結果になりました。

(3)柿ノ木平配水場につきましては、こちらは昭和54年に建設されておりますので、1,500立方メートルの配水能力がありまして、ことして38年目を迎えます。こちらは条件等はありませんで、耐震基準は満たしているという結果でございました。

次のページです。

配水池の今後の使用につきまして、蜂谷森配水池につきましては、条件つきになりますけれども、これまでどおり満水であれば大丈夫だということなので、継続して使ってまいります。平成32年には緊急遮断弁を設置して通常どおり管理をしていきます。750につきましては、構造物はこのまま残して、空の状態でも最低限の維持管理を行うことで管理し、将来的には廃止していきたいということです。

(2)の桜木町配水池につきましては、耐震補強の必要性があるという判断なんです。配水池の外回りにコンクリートの増し打ちをする方法と、内部のコンクリートの増し打ちをする方法があげられておりますが、外回りの場合は、周りが配水管の部分もあり、あるいは斜面がありますので、外部の工事がなかなか厳しい状況にあります。また、内部につきましても、補

強工事に時間を要し、あるいは（聴取不能）に洗浄作業もありますので、いずれにしてもなかなか大変な作業になるということで、桜木については、このまま維持継続して、先ほど御心配があったとおりになりますけれども、将来的には蜂谷森水系で桜木水系のほうに回すこともできるという部分もありますので、そういった方策も対応できるように、万が一の場合があったときはそういった方策で対応していく方向で内部では検討しているところでございます。

柿ノ木平につきましては、耐震基準を満たしているということから、平成31年に遮断弁を設置して対応していきたいと考えております。以上です。

議長（吉田眞悦君） 3カ所の配水池の診断結果ということで、今説明をしていただきました。

1点目にもちょっと絡んでいたことでありますけれども、何かこの件について聞きたいこと。

福田議員。

2番（福田淑子君） まず、蜂谷森の配水池です。この蜂谷森と桜木の関係では、10年間はこの考えだということになるんですよね。

議長（吉田眞悦君） 水道事業所長。

水道事業所長（櫻井純一郎君） そのとおりであります。

議長（吉田眞悦君） 福田議員。

2番（福田淑子君） そうしますと、蜂谷森については、将来的に廃止。本当に大丈夫なのかという不安はものすごく大きくなるんですけれども、桜木のほうは、使用不可能となるまで使用となると、ますます不安は大きくなる。これは10年間こういう考えでいくということで、万が一のことを考えると……。

議長（吉田眞悦君） 水道事業所長。

水道事業所長（櫻井純一郎君） ちょっと私の説明不足かもしれませんが、蜂谷森配水池の3,000のほうは、満水の状態であれば安全に使用できるということなので、今後、遮断弁を設置しながら耐震性を高めて、今後も継続的に使用していきたいという考えで、750のほうは今現在もう使っていないので、こちらは廃止するという。

議長（吉田眞悦君） 福田議員。

2番（福田淑子君） 桜木は廃止……。使用不可能になるまで使うというのは、ちょっと心配だね。

議長（吉田眞悦君） ちゃんと補足説明して。水道事業所長。

水道事業所長（櫻井純一郎君） 桜木配水池につきましては、耐震補強をしないでやっていくというようなことなんですけど、蜂谷森水系のほうからのききまわしで対応できるということで、

配水量も十分足りることになりますから、有事の際にはそのようなことで対応していきたいと考えておりました、こちらには示していませんが、いずれそういった桜木配水池のほうも、もう50年過ぎておりますので、新しくそういったタンクの建設も考えなければいけないということがあると思いますので、先ほど言ったとおり、投資・財政計画はその都度変更しながら対応していきたいと思いますので、必要な段階で相談していきたいと考えています。

議長（吉田眞悦君） 福田議員。

2番（福田淑子君） 有事の際のことを言っているのではなくて、実際にこういう状況にあって、有事のときにはこうしますからいいよではなくて、桜木配水池がこういう状況なので、10年間何も手をつけないでいくという考えですよ。それではだめなんじゃないかという話をしているんです。

議長（吉田眞悦君） 佐々木係長。

水道事業所主幹兼原浄水係長（佐々木 聡君） 福田議員の御質問にお答えしたいと思います。現在の管路の状況でございますが、桜木配水池につきましては、このまま使用していくわけですが、現在管路の部分につきましては、蜂谷森水系と桜木水系、野崎医院さんのあたりと申しますか、駒米の周辺で接続ができるように現在なっております。あとは、それ以外にも、柳原からも切り回しができるようになっていまして、柳原から桜木水系のほうに、回せるような状況に管の接続はなっている状況でございます。それで、今回の桜木の配水池、使えるまでという記述はしておるんですが、そういった方法も検討していくということで、含めて現在報告をした次第でございます。よろしく願います。（「例えば、きょう桜木の配水池がカタツとなったとき、今の状況でも蜂谷森から全部切り回しできるようになるんでしょう」の声あり）切り回しはできます。

議長（吉田眞悦君） 福田議員。

2番（福田淑子君） その場合、水は十分だということでもいいのね。

議長（吉田眞悦君） 要するに、蜂谷森配水池の3,000トンで小牛田地域内全部賄うんですねということ。

水道事業所主幹兼原浄水係長（佐々木 聡君） 3,000のタンクで浄水場の配水量をふやまして、あと県水と協力いたしまして、それで対応していきたいと思います。

2番（福田淑子君） 大丈夫だということね。一言でいいの。

議長（吉田眞悦君） 大事なことから、1つしかなくなるんだから、それを心配して言っているんだから。水道事業所としての見方をきちんと。水道事業所長。

水道事業所長（櫻井純一郎君） 万が一、桜木町配水池が使えなくなった場合は、蜂谷森水系を切りかえしまして、3,000の配水量で小牛田地域全域は賄うことはできます。

議長（吉田眞悦君） できると。福田議員。

2番（福田淑子君） それは何日分。毎日大丈夫ね。

水道事業所長（櫻井純一郎君） 基本的に蜂谷森水系の水はもうつくっているだけなんです。こちらのほうでつくっているから、それを蜂谷森水系でつくったやつを常時流してやれば、水は浄水池のほうは大丈夫ですから、常時送水するのは大丈夫です。

議長（吉田眞悦君） 福田議員。

2番（福田淑子君） 書き方の問題なんだけれども、やっぱり不安を与える書き方でなくて、大丈夫ですというあれがないと。

議長（吉田眞悦君） 要するに、余り不安をあおるような書き方はしないでくださいと。ほかに。我妻議員。

8番（我妻 薫君） 今の関連ですが、計画は、災害時になったらという、さっきは計画にまだ入っていないと。副町長に言わせれば、現金があればという話だけれども、もう蜂谷森の3,000だって、もう先がほぼ見えてきているような感じにしか受けとめられない。最低限小牛田地域に必要な配水池の次のやつはやっぱり計画的な準備は入るべきだと。今のある部分を耐震基準でもたせるだけなのか、もう並行して準備に、例えば750の後に次の3,000から4,000規模の配水池を検討するとか、そういったものもいつの時期か、もう早々の時期にそういった計画的なものを入れておかないと、災害時に壊れたから後ということはないので、ここまでも耐震をやって、現状は大分厳しい状況がもう明らかになっているわけなので、その辺はいつ計画的に乗せるのか、それは考えておいてほしいです。

議長（吉田眞悦君） 考えておいてくださいと。ほかに。（「なし」の声あり）

では、1点目の水道事業の経営戦略及び2点目の各配水池の診断については以上とさせていただきます。

暫時休憩します。再開は11時10分。

午前10時59分 休憩

---

午前11時08分 再開

議長（吉田眞悦君） それでは、再開いたします。

次に、3点目の美里町病院事業新改革プランについてに入ります。総務課長。

総務課長（伊勢 聡君） それでは、3点目の説明員を紹介いたします。初めに、町立南郷病院事務長大橋浩二でございます。

町立南郷病院事務長（大橋浩二君） よろしく申し上げます。

総務課長（伊勢 聡君） 次に、主査佐藤敏行でございます。

町立南郷病院主査（佐藤敏行君） よろしく申し上げます。

総務課長（伊勢 聡君） 以上です。

議長（吉田眞悦君） それでは、病院事務長。

町立南郷病院事務長（大橋浩二君） 本日はどうもありがとうございます。

それでは、美里町病院事業新改革プランについて佐藤より概略を説明いたします。その後、補足として私のほうから説明したいと思います。よろしく願いいたします。

議長（吉田眞悦君） それでは、佐藤主査。

町立南郷病院主査（佐藤敏行君） よろしく申し上げます。

本日、お配りした資料、美里町病院事業新改革プラン1部、宮城県地域医療構想、参考資料として1部をお配りしております。説明する前に申しわけありません、2点ほど訂正させていただきたい点がありましたので、改訂のほうをお願いしたいと思います。美里町病院事業新改革プランの2ページをお開きいただきたいと思います。（2）病院の現状とありまして 決算、別紙1のとおりとありますが、1を削除して別紙のとおりと訂正をお願いします。2点目、その別紙の資料の美里町病院事業収支計画の4ページをお開きください。一般会計等からの繰入金の見通しの表があるんですけども、この表の平成27年度前年度と記載した下が決算見込みとなっているんですけども、正しくは決算で。その隣の平成28年度が決算見込みとなります。申しわけありませんでした。

それでは、概略について説明を始めさせていただきます。1ページをお開きください。1ページ上段に（1）計画対象期間とあるんですけども、今回の病院事業の新改革プランについては、平成27年度または平成28年度に策定することとされており、病院としては平成28年度に策定したところであります。この策定したプランの対象期間は次年度の平成29年度から取り組みを開始し、終了年度を平成32年としております。

次に、（2）のところで、策定に至った経過です。前回の策定した経過も踏まえてお伝えしております。この中で、今回策定することになったところで一番重要なところが、宮城県で策定する地域医療構想を踏まえて策定することとされており、参考資料として宮城県地域医療構想を別冊でお配りしたところであります。

次に、病院の現状というところで、現在病院の置ける状況をお伝えしております。

次のページ、2ページになります。

(2)で病院の現状も記載のとおりで現状をお伝えしております。

2ページの下のところ、ここから地域医療構想を踏まえた役割として、(1)具体的将来像を記載しております。これについては、前回策定した改革プランの内容を引き継ぐ形で内容を記載しております。

次に、(2)で地域包括ケアシステムの構築に向けて果たすべき役割としておりますけれども、実際地域医療構想を踏まえて、このところでも記載はしているんですけども、今回お配りした宮城県の地域医療構想の中でも、将来の見込み数などをメインに県の方では策定されており、実際の具体的な内容が県の構想のほうでも明記されていない点が多いというところで、私も病院の方でも取り組む内容としては、前回の策定プランでも記載した内容を引き続き取り組むということで記載しております。一番、県の医療構想の中で今後ふえるであろうといわれるのが在宅医療がふえてきますよというところがありましたので、その内容を踏まえて家のほうでも訪問診療を実際にはいるんですけども、それに備えて訪問診療に行く看護師など、その他の職種の者も今後育成していくことが重要ではないかというところで記載しております。

次に、(3)一般会計負担の考え方というところで、繰出基準に基づき支出される一般会計等からの負担金等の内容を記載しており、これも現状、今一般会計から繰り出ししていただいている部分について記載しており、次のページ、4ページにも続くんですけども、現状と今後の計画として記載しております。

(4)です。医療機能数値目標として、患者数の実績から見込み目標をこのように計画しております。

5番、住民の理解ための取り組みというところで、住民の方が目にしやすい町の広報紙やホームページを活用して病院の診療に関する情報を発信し続け、理解を求めますとお伝えしており、現状もホームページで病院のページはあるんですけども、もっとより見ていただけるようなページの工夫なども今後取り組んでいきたい。理解をいただけるような取り組みをしようと考えているところであります。

次のページ、5ページに入ります。

4番の経営の効率化とありまして、(1)が経営数値目標及び収支計画とありますけれども、これも別紙のとおりで、別紙の収支計画のほうがついているんですけども、こちらのほうで計画を立てております。

(2) 民間的経営手法の導入というところで、さまざまな報告のものがありますので、こちらの報告のものを参考にもしますし、実際、毎年、事務長がほかの医療機関の視察なども行っていますので、今後も他の医療機関の視察などを実施して、導入できる経営手法をその都度検討していきたいと思っております。

(3) 事業規模・事業形態の見直しとありますけれども、類似の機能、規模とか同じようなところの民間の病院との比較なども行って、必要な見直しを検討していきたいと思っております。

4番、経費節減・抑制対策。抑制対策、経費節減については、全職員が一丸となって取り組みを実施するんですけれども、目標として一番立てて目に見えるのが使用電力量かなというところで協議したところ、これでまずは取り組んでいきたいと思いますというところで、このように使用電力の目標を表にあらわしています。実際電気料の値上げとかはあるとは思いますが、実際の使用料のほうで削減を図っていきながら、その結果として電気料も削減していきたいという計画でこのように立てております。

(5) 収入増加・確保対策。地域の医療機関と共存した上での収入増加やその確保を進めることが重要となっていますので、現状を維持していくことが一番なのかなというところもありますけれども、そのほかとして、一般会計による負担を確実にしていき、収入の確保に努めていきたいと考えております。

5番、再編・ネットワーク。現在の状況を(1)で記載しており、次のページ、6ページにまいります。一番この地域で重要なものが、救急の手術などに対応できる大崎市民病院との連携が一番南郷病院としては重要ではないかというところで、平成24年3月に策定された大崎定住自立圏共生ビジョンにおいても、その取り組みなどが示されており、この連携について今後も取り組んでいくこととしております。

(2) 医療圏内の病院等配置の現況とあります。町内の医療機関、小牛田地域には複数ありますが、南郷地域については、南郷病院を除くと歯科医院のみとなっており、小牛田地域からの民間病院から、当院で急性期の患者を受け入れするなど、役割を明確にして連携を進めています。先ほどもお話しした大崎市民病院との連携がやはり重要であるというところで、ここでも市民病院との連携に力を入れていくと記載しております。

3番、再編・ネットワーク化計画というところで、これについては、他の医療機関などと連携して、今現在、診療材料等の一括購入の検討段階に入っているところで、一括購入などをして経費削減できればというところで現在検討スタートになったところでありまして、再編・ネッ

トワークについては、以上のところで、今後も宮城県から地域医療構想の修正等があった際に、さらにその内容を踏まえて必要な取り組みなどを常に検討していきたいとも考えております。

大きな見出しの6番の経営形態の見直しに入ります。(1)経営形態。現在、病院では、地方公営企業法の一部適用となっております。この経営形態は維持して、収支の黒字化、累積欠損金や借入金残高の減少のための経営を行っていきます。

(2)経営形態の見直し。平成20年度に策定した前回の美里町病院事業改革プランでは、指定管理者制度の導入はコスト面で困難と考えられ、民間譲渡や地方独立行政法人化も期待ができないか不可能な状況と考えられました。このことを踏まえ、地方公営企業法の全部適用はメリットとデメリットを検討し続け、今後に備える必要があるものと考えられますと記載しております。実際現在は一部適用なんですけれども、全部適用も今後検討し続けていくというところであります。

最後7番です。点検・評価・公表等。今回策定したプランについて、今後、点検・評価についてなんですけれども、美里町立南郷病院運営委員会が引き続き改革プランの実施状況の点検・評価を行うことにします。また、公表については美里町広報紙で掲載しますと記載しており、今回、改革プランを策定するに当たっても、内容を検討していったのが美里町立南郷病院運営委員会であり、そのメンバーで点検・評価を行うこととしております。

以上が取り組みの内容となります。

議長(吉田眞悦君) 大橋事務長。

町立南郷病院事務長(大橋浩二君) それでは、私から収支計画とその他について御説明申し上げます。座って説明させていただきます。

先に、収支計画のほうからでございます。収支計画につきましては、別紙1ページから4ページまででございます。収益的収支につきましては、平成27年度まで決算が出ておりますので、実績値としております。それから、平成28年度、平成29年度の収支計画におきましては、今回3月の議会に出しております予算書とそのまま貸借対照表から移記してございます。

今回、部分で、1ページの方を見てもらえれば、経常損益がでございます。今回の改革プランの経営効率化の課題といたしましては、平成32年度までに黒字化をします。していただきたいという部分がありまして、今回その部分で黒字化を目指すために、入院収益、外来収益をどのくらいまで確保できるのかということで試算してございます。その中でも、今回別紙4ページのほうを見ていただければ、一般会計からの繰入金の見通しということで記載してございます。収益的収支におきましては、平成28年度まで1億8,000万円で繰り入れしていただいております。

すが、平成29年度で1億9,000万円。平成30年度以降で2億円ということでお願いして収支計画をつくってございます。どうしても、病院の収益だけで黒字化を目指すというのはちょっと難しい状況だということで、今回、一般会計の繰り出しの部分で2億円を上限としていただいていたんですが、そこまで繰り入れないとちょっと難しい状況になるだろうということで、今回お願いしてございます。ここで黒字化になったとしても問題になるのが、3ページをもらんになっていただきたいと思います。

資本的収支の中で、収入の他会計負担金というところと、支出の企業債償還金を並行して見ていただきたいと思います。平成29年度から平成30年度まで見ていくと、4,000万円から5,000万円くらい不足してくるんです、金額的に。それで、普通はその足りない分については、収益的収支のほうで損益勘定留保資金等が発生しますので、その部分で補填していくわけでございます。ただ、それがちょっと足りない状況になっているので、そういう時点では、平成33年度以降についても、病院本体の償還が平成36年度までなんです、その間にちょっと厳しい状況になるということで、最大2億円までお願いしてございます。当然、病院事業としましても、収益確保に努めていく所存でございますので、御理解いただければと思います。

そういう段階で、1ページに戻りまして、平成31年度には黒字化を目指すという状況の収支計画をつくってございます。この中で、1億8,000万円、1億9,000万円という部分での収益でございますが、収入の医業収益確保にその他の基準内繰入金、例えば平成26年度のを見ていただければ、3,629万4,000円。それから2の医業外収益の(1)他会計負担金のうち、基準内繰入金の1億3,010万4,000円。それから(2)の他会計補助金の1,360万2,000円。この欄で1億8,000万円になってございますので、このまま同じ状況で2億円までいくという状況で収支計画を組んでございます。

それから、今回改めて地域医療構想を踏まえた役割の明確化ということで、別冊を添付させていただきます。ちょっとわかりにくいので、この地域医療構想について説明をしたいと思います。

今回、各都道府県が医療提供体制の将来像を示すということで、地域医療構想を策定してございます。それで、この中では載っていないんですが、2025年度まで必要な病院の病床数を2013年度時点から大体、2013年度の134万床から今回の構想で15万6,000床減らす見通しとなっております。11.6%ぐらいだと思います。それで、2025年に団塊の世代の方が全員75歳以上となるのを見据え、効率的な医療の提供体制をつくるのが目的となっております。政府でも、手術や救急などの高度医療に偏った病床の機能を再編すると同時に、慢性疾患を抱える高齢患

者は自宅や施設で療養するほうが望ましいとして、在宅医療を推進する考えでつくってございます。これには裏として、医療費抑制につなげる狙いがあるものと考えられます。それで、今回の医療構想の課題としては、入院にかわる在宅医療の環境整備がまだ整ってございません。それを今、平成30年度から始まる県の7次の医療計画の策定の中に入れていくんですけれども、そのために、今、町で在宅医療介護連携推進会議というものをやっています、地域医療包括ケアシステムの構築に向けた形で、医療関係、福祉、郡市医師会などの部分で会議を立ち上げてやっているようでございますが、その中で、今後の在宅医療のあり方というのを今検討している状況でございます。ですから、先ほど佐藤からも説明したとおり、地域医療構想の中身というのが、まだはっきり定まっておられません。それで、会議とか、これを見ると病床の必要量だけが注目されて、構想イコール病床削減ではないかということがちょっと議論されています。それから、病床機能報告ということで、ちょっと今回の構想の中に、4機能ごとに病床数の将来像が示されているんですが、その性質が異なるのにこの推進方法などが疑問に思われるということで、全然会議の内容が進んでいない状況みたいなんです。ただ、本当に数だけです。病床の数だけが示されたということでございます。

以上が地域医療構想の概略でございます。説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

議長（吉田眞悦君） それでは、美里町病院事業新改革プランということで、今、説明をしていただきました。この関係で皆さんから何かあれば、柳田議員。

4番（柳田政喜君） 1点お聞きしますけれども、先ほど来、在宅介護がふえてくるという見通しで、南郷病院も準備してくるという話なんですけれども、こちらの表を見させてもらいますと、当然医師の負担がふえてくると思うんです。医師の数も変わっていませんし、看護師の数も変わっていないと。別紙の1ページを見ると、職員給与費を見たとしても、平成32年度でも現状よりも増額のようなものは見込まれていないと。この辺のことはどんなふうに見ておりますか。

議長（吉田眞悦君） 佐藤主査。

町立南郷病院主査（佐藤敏行君） 今確かに、ドクターについては、限られた数のドクターしかやはり訪問診療に行けないところなんですけれども、あわせてドクターと一緒にいく看護師について、決まりきった看護師が今は一緒についていくような状況になっていましたので、メンバーも考えて、誰でも看護師であれば一緒に行けるような状況を今の職員の中で進めていくことで、看護師が誰でも訪問診療に対応できるというところで考えております。あとは、ほか

に栄養士、薬剤師も病院にはいますので、訪問診療の中で栄養士、薬剤師が対応できるものが、今後どの看護まで対応できるかというところで取り組みをしていきたいと考えており、実際、増員というところでは今のところは考えていないのが実情です。

議長（吉田眞悦君） 柳田議員。

4番（柳田政喜君） 訪問診療というのは、どれぐらいのレベルの訪問診療かによって違ってくると思うんです。現在行われている訪問診療の中では、かなり時間を度外視して、見識的な医師の方がいて対応してくれるところもあります。そういうことは考えていないということ。あくまで決まった枠内での訪問診療。

議長（吉田眞悦君） 大橋事務長。

町立南郷病院事務長（大橋浩二君） それでは、説明します。訪問診療と往診というのがちょっとあるんですけども、訪問診療というのは、計画的にその患者のところに行って、いろんな訪問看護をする。介護する方とかがいますので、そういう方にも支持も出さなければならないということもありますので、月に1回とか2回その患者のところに行くのがドクターです。あとは、介護する方は毎日行ったり、週に1回、2回行く方もいらっしゃるかと思いますけれども、その役割分担は明確に分かれていまして、今現在、南郷病院におきましては、大体35人ぐらいの方の訪問診療を計画的に実施してございます。それで、あくまでも、かかりつけ医としての、うちの病院にかかっている患者しか行けないんです。実際に民間病院にかかっている患者が、うちだけにどうのこうのと来られても多分難しいんです。やはり、民間の病院の先生方もいますので。それで、実際ふえたとしても、今の体制、あと臨時医師もいますので、そういう部分では、かかりつけ医となっただいては、町内の方は当然、距離に関係なく対応しなければならないと考えています。それから、近隣の石巻市、河南の北村地区とか、矢本大塩地区とか、鹿島台、前からうちの病院を利用されている方につきましても、近隣の市町に関しても対応していきたいと考えてございます。あとは、今、先ほど申しましたように、福祉課のほう为主体で地域包括ケアシステムの構築に向けていろいろ対応していますので、当然南郷病院だけでなく、地位の民間の病院の先生方も交えて計画を組んでいかないと、この病床を減らした段階で、今、南郷病院なんかで慢性期で入院されている方なんか、大体、在宅に移りますので、この計画でいくと。そういう方を対応させるためには、当然うちの病院だけじゃなくて、町内の診療所の先生だったり、町内の先生だったり、そういう部分の連携を今、模索しているところだと思います。

議長（吉田眞悦君） ほかに。山岸議員。

12番（山岸三男君） 5ページの4の経営効率化の（3）事業規模と事業形態の見直しという部分で、民間病院との経営比較分析を行い、必要な見直しを検討しますという文言がございます。このことについて、具体的に何かこういうことを目指すとか、こういう新しい診療をやりたいという考えはあるのかどうか。

議長（吉田眞悦君） 佐藤主査。

町立南郷病院主査（佐藤敏行君） 実際、現状の経営が、現状の形での経営をしていくしかもう……というところで、前回の改革プランで経営についてはある程度、現状の経営形態が最善じゃないかという話がされておまして、ですが、ほかの類似機能の病院の経営比較を行って、何とかなる手段はないかというのを検討していかなければならないんじゃないかというところで、このような記載にしておまして、今すぐ、このようなものをするというのが明確に出されているものではなくて、方向性としては、検討は常にしていかなければいけないというところで記載しております。

議長（吉田眞悦君） 山岸議員。

12番（山岸三男君） 今の説明ですと、現状の経営内容で、見直しは前向きに検討するしかないというおりになんですけれども、私ちょっと見て確認できるかどうかかわからないですけれども、人工透析は南郷ではやっていませんよね。人工透析のそういう患者を受け入れるということも新しい新規参入というか、そういうことはできるものなのですか。

議長（吉田眞悦君） 大橋事務長。

町立南郷病院事務長（大橋浩二君） 大変申しわけないんですが、この辺ですと、小牛田クリニックに対応していただいていますし、あとは石巻のほうになるかと思えますけれども、大変申しわけないんですけれども、人工透析の場合、機械あるいは専門の医師、それからスタッフを備えなければ当然できませんので、透析の患者の数がかなりの数で対応ということで、収支のバランスもありますので、例えば数人だけですと、それをやるということは現段階では不可能なことだと思っています。小牛田クリニックだと透析専門の対応で、そういう患者だけが集まってくるような状況がありますので、ですから、そういう専門性を捉えて拡大していくと、損益の部分でいくと損失のほうがかなり大きくなるだろうということになりかねないということで、検討したとしても、当然ちょっと難しいのではないかと。やはり、ある程度、人口が集中していないとその辺はちょっと難しいかと思えます。

議長（吉田眞悦君） 山岸議員。

12番（山岸三男君） 小牛田クリニックで人工透析をやっているのは私はわかります。ここ数

年前に新規開設されてやっている。本来であれば、南郷病院でもそれを最初にそういうものを作ってあげば、大きな声で言えないけれども、病院の収益としては、人工透析というのは最低でも週3日来るんですよ。それぐらいの収益でやれば、二、三年で黒字化できますよ。ただ、今の説明ですと、今からだとメーカーの確保だったり、設備をさらに投資するというのは、今の現状では、毎年1,000万円、2,000万円、町から毎年やっている状況ではたしかに不可能だと思いますけれども、私は、将来的には、理念として、水道事業もそうなんだけれども、企業会計でやれば、本来赤字だったならば支出のほうで抑えようと考えますよね。支出を抑えて収入を何とか確保するというのが原点なんです。その中で、でもこれをしなくちゃ、あれもしなくちゃとどんどん設備投資をしているんですよ。それは借金ができるから、しているんですよ。借金ができるからやれるんだ。けれども、借金は返していかなければいけない。そういう状況なのに、一応数字だけは計画を立てて、何年後には黒字化しますよと目標値は立てるんだけど、現状で支出を抑えるということを検討するべきじゃないかと思うんですけども。

議長（吉田眞悦君） 大橋事務長。

町立南郷病院事務長（大橋浩二君） 支出を抑える部分につきましては、（４）の電気料の部分で出たんですけども、これを何で出したかということ、平成25年度で、全体の病院で赤字が出た原因が電気料の値上げだったんです。平成26年度は制度改正によって退職引当金の特別損失によって赤字が出たという部分もありまして、うちのほうで実際電気料の話になると、平成24年度で、震災後ですね、61万8,000キロワットアワーの使用料だったものが、平成27年度で43万5,754キロワットアワー、30%使用量を減らしたんです。その間に、エアコンの更新だったり、太陽光発電の設置だったりをやって、これだけで今の値段でもし30%分を値段に換算すると、大体400万円から500万円ぐらい電氣量がふえてしまうという状況なんです。ですから、今後、電灯のほうも県の補助金とうちの支出で全部省エネ化をやっている。もう少し、平成29年度と平成30年度で全部やっていきたいと思っているんですけども、こういう部分がちょっと目に見えたので、ちょっと電氣を例にとってここに挙げています。改革プランの中で、何か一つ上げなければいけないという命題がありまして、上の先ほどの佐藤が説明した規模・形態の見直しに関しても、そこを何か埋めなければいけないんです。困った部分です。大変申しわけないんですけども。それで、上の部分に関しては、民間病院というふうに。南郷病院におきましては、外注できるものは全部外注しています。窓口の事務、給食、守衛、清掃、そういうできるものは本当に全てアウトソーシングしていますので、そういう部分でも民間的な手法を導入してきております。ただ、公立病院の場合、不採算地区病院ということで、救急医療関

係を担わなければならないので、どうしても民間病院がやらない部分を担うということで、赤字になってしまうという部分が、ちょっとこの部分では比較にならない部分かなと考えてございます。

それから、追加でちょっと話をするんですけども、この改革プランは、今回、経営戦略の一環としては、病院事業については病院改革プランということで、総務省から指示が来ていますけれども、これをつくらないと企業債を打てないというのが一つの部分でございます。

それからもう一つ、前回の改革プランの中で、実施した成果のまとめなんかの話をちょっと言っていると、改革プランをつくる前は大体3割くらいの病院が黒字だったのが、改革プラン策定後は大体5割ぐらいまで黒字に持っていったということで総務省から言っていますので、今回も多分うちの県は赤字なので、こういう改革プランをつくることによって、つくる経過の途中でも先生方も全部交えて会議を何回も開いているんですが、その中で取り組みしていただいて、今、本当に90%ぐらいの病床稼働率で動いているような状況ですので、これをつくる段階でも効果があったなという感じであります。（「わかりました」の声あり）

議長（吉田眞悦君） 福田議員。

2番（福田淑子君） 2ページの病院の現状、訂正があったかちょっとわからないんですけども、平成29年から平成32年で正規の36名ですよね。いいんですか、35名。

議長（吉田眞悦君） 大橋事務長。

町立南郷病院事務長（大橋浩二君） 一応、35ということなんですけれども、実際、臨時の方、臨時医師につきましては、365日来ていただいて、常勤換算すると大体5.5から6ぐらいまで今、持ってきています。ですから、あくまでも常勤の方は医師としては2人なんですけれども、臨時の医師に関してはここにはちょっとカウントしていないんですけども、そのぐらいの医師は今、確保しているという状況でございます。

議長（吉田眞悦君） 福田議員。

2番（福田淑子君） それで、心筋梗塞、脳梗塞、がん治療については、回復期とか経過観察、これは南郷病院で受けますよということになっているんですけども、中には大崎市民病院を、例えば1週間後、2週間後と簡単に退院させられている状況なので、ぜひこれは病院の話合いのときに、町長、ぜひ南郷病院を紹介していただければ。家に帰りますか、それとも南郷病院に行きますか、回復するまでと一言。わからない人たちも結構いるので。その辺を話し合いのときにぜひ話をしてほしい、大崎市民病院の先生に。

それから、（2）番の関係なんですけれども、この在宅医療に特定行為のできる看護師は17

名ですよ。

議長（吉田眞悦君） 病院事務長。

町立南郷病院事務長（大橋浩二君） 在宅医療についての看護部門に関しましては、介護施設の中で専門にやっている看護師もいますので、そちらの方が連携をお願いしてございます。あくまでも、うちのほうの看護師が行くのは、訪問診療の段階で医師に付き添って行くだけで、うちの看護師が訪問看護だけで行くということは、ちょっと現段階ではこの数では難しいので、そういう民間の介護施設の方の看護師との連携で今やっているような状況でございます。当然そういう施設が今、そういう部分でも対応として、町の福祉課で在宅医療介護連携推進会議というところで今、模索をしている段階でございます。

議長（吉田眞悦君） 福田議員。

2番（福田淑子君） 職員の関係なんですけれども、看護師と准看護師がまた1人ふえているんですけれども、これも分科会で何回も言っているんですけれども、准看護師でなくて、正看護師をぜひふやす努力をしてほしい。准看護師の資格を持っている方に対しては、正看護師の試験を受けられる、その件の指導を含めてぜひお願いしたいなと思っています。

議長（吉田眞悦君） 大橋事務長。

町立南郷病院事務長（大橋浩二君） 私がここ10年ぐらい病院にいるんですけれども、その間に准看護師の方から正看護師に在勤しながら資格を取られた方は2人います。そして、私たちも、正看護師の資格を取らないと退職時には本当にすごい差の給料になりますよということでお話ししてございます。

2番（福田淑子君） なお一層、働きかけをしてほしい。

議長（吉田眞悦君） ほかに。佐野議員。

13番（佐野善弘君） 4ページ（4）の医療機能数値目標で、年度ごとの患者数の推移で、今まで徐々に上がってきた中から、収益的収支の医業の収益と連動していると思うんですけれども、この患者数の受け入れている施策とか、その辺の考え方がありましたら教えていただきたいと思います。

議長（吉田眞悦君） 大橋事務長。

町立南郷病院事務長（大橋浩二君） 実は、こちらの中でも、入院患者の病床稼働率が70%を切って3年間続けると、それなりに検討し直しをしなければならぬと指導が入るんですけれども、平成25年度までは70%を切ったことはないです。ずっと70%以上の推移できました。ただ、平成26年度につきましては60.8%、平成27年度におきましては大変あれなんですけれども

57.4%まで入院患者が減ってしまったんです。それで、今平成28年度、きのう現在で大体90%ぐらいの患者が入院しているんですけども、最終的にはちょっと70%ぎりぎりまで行くか行かなかだと思うんですけども、そこまで盛り返してきています。それで、こういう計画、ドクターには採算が見えないので、何となくこういうふうな表現でお願いしながら病床を埋めていただくようにはしています。それから、こちらのほうの民間病院の野崎病院なんかでは全部対応してくれということで、送られてくる部分も断らないで、全て可能な限り全部受けるといいう状況で対応してございます。ですから、そういう部分では、70%以上の病床稼働率を目指すということが命題になってございます。それから、外来に関しては、大体実日数が250日ですので、こちらのほうも長期処方のために、実際に来ている患者は大体同じくらいなんですけれども、4週間処方される方が5週間とか6週間、あるいは50日という処方になると、年間で一気に10%減ってしまうんです、外来患者が。そういう部分では、先生方にも最低4週処方に持っていければということをお願いしてございます。あとは、先生方の判断でそのまま長期だったりということもあります。以上でございます。

議長（吉田眞悦君） 佐野議員。

13番（佐野善弘君） それもそうなんですけれども、いろいろ接客とかそういうふうなことの改善というのでも必要ではないかなと思うんですけども、どういうふうな状況になってもそういうふうな、あそこに行く親しみがあって親身になって診てもらえるというふうな、やはりお客さんが行きたいということを考えてもらうといいと思うんですけども、その辺はどうなんでしょうか。

議長（吉田眞悦君） 大橋事務長。

町立南郷病院事務長（大橋浩二君） まさにそのとおりなんです。それで、ちょっとここだけの話というのでもなんですけれども、常勤の先生方は本当に親切丁寧に診ていただいて、例えば紹介状を出してくれと言えばほとんど出している状況で今、対応していただいています。それで、今、メディカルメガバンクから来ている先生の中で、先生が1年間に3人来るんですけども、ちょっとやはりクレームのある先生がいると。それで、再三、私のほうにも来ているんですけども、なかなかそういう部分でもちょっと、メディカルメガバンク機構に対して、そこでとまってしまって、なかなか難しい対応ということもありまして、大変申しわけないんですけども、何となくそういう部分では、説明というのが本当に最終的には一番大事だなというのが感じてございます。

議長（吉田眞悦君） ほかに。大橋議員。

7番（大橋昭太郎君） 県の構想に基づいたプランだということは、それから、大崎定住自立圏の言ってみれば拠点病院の位置づけが大崎市民病院だと思いますけれども、現状として、救急の部分においても、結構、市民病院が満杯な状況にあるのかなという感じもあるんですが、その中で、石巻の夜間診療なんかが、新年度予算でも60万円ほど計上されているんですけども、やっぱりその枠というのは越えられない部分というのがあるのかどうか、この構想の中に。

議長（吉田眞悦君） 大橋事務長。

町立南郷病院事務長（大橋浩二君） 地域医療構想そのものに関しましては、医療構想あるいは介護保険事業の構想が一体となって、生活支援も含めて第7次宮城県の医療計画の中に組み込んでいるんですけども、その中身は、一応、医療構想と介護保険事業の構想が同じ地域という部分では構想をつくるんですけども、石巻の部分に関しましては、たまたま南郷ぐらいの辺境地、境にありまして、距離的にも大崎市民病院よりも日赤の夜間救急がかなり近いということもありまして、利用者数も相当多分あると思うんです。その関係で、今回、負担金を予算化したと思うんですけども、やはりそういう部分では、負担をしていつでも受け入れていただけるような状態に持っていくというほうがベターではないかと考えています。当然、南郷病院から石巻のほうに行っている患者も相当いると思います。ただ、最近、大崎市民病院のほうでは、受け入れのクレームが若干多いというのが現状でございます。

議長（吉田眞悦君） 大橋議員。

7番（大橋昭太郎君） ですから、この構想の中に書くということは、県の構想に基づくとか、定住圏の関係の中で、そういったものは盛り込めないのかという。

議長（吉田眞悦君） 大橋事務長。

町立南郷病院事務長（大橋浩二君） 盛り込まなくても、石巻に行かなければならない人は行くようになってます。あくまでも、これをつくったからといってそういうふうになるわけではないので、あくまでも二次医療圏の中でのセッティングが一応課題になっていますので、圏域を外れた部分はちょっとつくりにくい部分があると思いますけれども、ないからといって行けないわけではないので、御理解いただければと思います。（「はい」の声あり）

議長（吉田眞悦君） ほかに。病院だけは決めますので。橋本議員。

10番（橋本四郎君） 4ページに入院患者とか外来患者数とあるんですけども、いずれにしても、今、町のほうから一般会計から補助をもらってやっている。この人数の変化、例えば外来患者数、入院患者数、この人数のとおりになったら、財政はどういうふうになるんですか。

議長（吉田眞悦君） 大橋事務長。

町立南郷病院事務長（大橋浩二君） 収支計画のとおりになるかと思えます。これをもとに収支計画をつくってございますので。

議長（吉田眞悦君） 橋本議員。

10番（橋本四郎君） 確かに、病院ですから、人数が外来も少ないというのは非常に残念ですが、少ない原因は何でしょう。私は、民間の比較にならないと思うんです。民間に行ったら、医者の場合には5人のうち2人の方が専従だと思えますけれども、計算すると1人48人なんです。48人を1日に診ている医者というのは少ないなと。その倍近くを診ている病院は私の病院ももちろんですから。だから、さっき話を聞いていたら、訪問診療と聞いていましたよね。訪問診療があるからなのかな。訪問診療がなくてもこういう外来の患者数が少ないのかなと。それはどうですか。

議長（吉田眞悦君） 大橋事務長。

町立南郷病院事務長（大橋浩二君） ちょっと時期は忘れましたが、診療報酬請求の中で、1人の患者に対して5分間ルールというのができています。ですから、1分診療とか3分診療という部分でやってしまうと、実際に点数とれないですよという部分も、診療報酬のルールの中でもございました。ですから、1人の医者が診る患者数というは当然限られていますけれども、当然うちの病院で患者数が多い場合は、院長が昼休みをしないで午後の診療まで行ってしまうというときもあります。ですから、そういう部分で、医者をふやさなければならないというのが一つの、足りないものですから、ふやさなければならないというのは一つの課題になっております。

議長（吉田眞悦君） 橋本議員。

10番（橋本四郎君） 最後に聞きます。1日の病院だけをいうと自分も利用ないので、利用者をどうやってふやすか。医者をふやせばいいのですけれども。今の医者の体質から見ても、もっとよくできるだろうと。そうすれば、患者数をどうしてふやすかというのは問題になります。これを行きやすい条件をつくることだろうと私は思います、一つは。行きやすい条件というのは病院ではできないので、これは町長が解決する以外ないので、そういうことを強くこちらでも要求しながら病院の赤字を解消するようにしてください。それだけ望みます。

議長（吉田眞悦君） 千葉議員。

1番（千葉一男君） 一つは、財政が随分きついですよね、現実を見ますと。そうすると、これは一般会計から拋出が必要なような感じがする。それは、一般会計の反映をするように、一般会計の財政計画に反映をさせているのかどうか、一つ。

議長（吉田眞悦君） 大橋事務長。

町立南郷病院事務長（大橋浩二君） 前回の一般会計の財政計画、それから今回新たに財政計画の中で、病院事業への繰出金ということで2億円ということで試算している状況だと思います。ですから、今まで1億8,000万円もらって、今回1億9,000万円。今回、最終的に申しわけなかったんですけども、2億円をお願いしたと。財政計画の範囲内での2億円ということでお願いしました。

議長（吉田眞悦君） 千葉議員。

1番（千葉一男君） ということは、要するに、範囲内ということですね。

それから2つ目は、在宅医療の件について伺います。在宅医療、包括支援センターの関係もいろいろあると思うんですけども、連携の仕方です、要するに。この計画上にはなかなか出ないかもしれません。さっき、訪問して在宅医療をやる場合、回数がすごく制限される。毎日行くというわけではないですよ。そのときに、先生のやれる医療行為ともう一つ連携の介護というものが一緒になって地域医療というものが構成されるだろうと思います。その医療の部分はこういうんだなというのがわかりました。同時に、効果、結果を出すためには、介護との連携が必要です。具体的に介護のサービス供給について、医療機関としてどういうふうな連携がとられるのか。

議長（吉田眞悦君） 大橋事務長。

町立南郷病院事務長（大橋浩二君） 当然、介護だけという部分では不可能でございますので、あくまでも在宅医療の場合、やはり最終的には医師の判断、主治医意見書とかいろんな部分がありますので、その指示に従って介護を進めていくという状況になるかと思っておりますので、今から県の地域医療構想の中では、在宅医療というのは、今まで社会的入院なんかでうちのほうに慢性期で入院していたり、そういう患者が在宅に行くとなると、外来扱いですよ。そういう部分での対応になります。それから、それに従って、介護の部分については我々の範疇でなくなってしまうので、福祉課が取り組んでいる部分でのどういう連携になるかという部分で今、模索しているという状況かと思っております。

議長（吉田眞悦君） 千葉議員。

1番（千葉一男君） そうすると、今のお話しですと、ケアプランを一応介護保険だけだと介護保険のケアプランができます。しかし、医療と連携をした場合は、その介護プランの中にどういうふうに反映させるのか、今のところから見てどうなんでしょう。

議長（吉田眞悦君） 大橋事務長。

町立南郷病院事務長（大橋浩二君） 訪問診療をしている中で、当然、医師が指示を出して訪問看護をしている別な民間の施設の方が来て、それ専門の方々がいるんですから、その指示書なんかに従って多分対応しているんだと思います、介護を。そういう部分で、その辺は明確に役割分担をされていると思います。

議長（吉田眞悦君） 千葉議員。

1番（千葉一男君） そうすると、一応医師の指示によって介護に反映させるというお話ですので、そうすると、その医師の指示というのは、その介護を必要としている人のケアプランをつくっているところがありますよね、そこに指示が出るんですか。（「その辺はちょっと私は……」の声あり）保険制度が全然違うんですよね。わかりました。

議長（吉田眞悦君） ほかに。（「なし」の声あり）なければ、3点目の美里町病院事業新改革プランについては以上ということにいたします。

それでは、暫時休憩いたします。再開は午後1時15分にします。

午後0時09分 休憩

---

午後1時15分 再開

議長（吉田眞悦君） 再開いたします。

それでは、本日の4点目、美里町下水道事業経営戦略についてに入ります。総務課長。

総務課長（伊勢 聡君） それでは、協議事項4点目の説明員を紹介させていただきます。初めに、下水道課長佐々木信幸でございます。

下水道課長（佐々木信幸君） 佐々木です。どうぞよろしくお願いいたします。

総務課長（伊勢 聡君） 課長補佐花山智明でございます。

下水道課課長補佐（花山智明君） 花山です。よろしくお願いいたします。

総務課長（伊勢 聡君） 主査田村太市でございます。

下水道課主査（田村太市君） 田村です。よろしくお願いいたします。

総務課長（伊勢 聡君） よろしくよろしくお願いいたします。

議長（吉田眞悦君） 下水道課長。

下水道課長（佐々木信幸君） 本日は貴重なお時間をいただきまして、どうもありがとうございます。

それでは、美里町下水道事業経営戦略について御説明を申し上げます。

私からは、この美里町下水道事業経営戦略策定の背景につきまして、若干説明をさせていた

だきます。

平成26年8月29日、総務省から、公営企業の経営に当たっての留意事項についてという通知がございました。その中で、公営企業が住民の日常生活に欠くことができない重要なサービスを提供する役割を果たしていることから、中長期的な経営の基本計画である経営戦略を策定するように要請をされております。その後、平成28年1月26日に同じく総務省から、経営戦略の策定推進についてという通知がございまして、経営戦略策定のためのガイドラインが示されたところです。国といたしましては、経営戦略の策定率を平成32年度までに100%にするという考えがありまして、各自治体に対しても早急に取り組むように求めているところでございます。ただ、美里町下水道事業としては、この国の指導もさることながら、この経営を策定した大きな理由といたしましては、平成28年から地方公営企業法の一部を適用し、今後公営企業として進めていくために、経営基盤の強化に取り組む必要があったからでございます。地方公営企業として、将来にわたって安定したサービスを提供していくためには、長期にわたる財政的な見通しを立て、それに必要な収入の確保に努めていかなければなりません。そのために策定いたしましたのが、今回お示しいたしました経営戦略であります。

それでは、経営戦略の内容につきましては、主査の田村から御説明を申し上げますので、よろしく願いいたします。

議長（吉田眞悦君） 田村主査。

下水道課主査（田村太市君） それでは、私のほうから、経営戦略の要点を御説明させていただきます。座って失礼いたします。

それでは、3ページ目をお開きいただきたいと思います。

経営戦略の位置づけでございます。本経営戦略は、美里町総合計画の下に分野別計画として平成27年度に策定いたしました下水道基本構想の実現のために個別事業計画として下水道事業経営戦略を策定させていただいております。

4ページ目をお開き願います。

計画期間でございます。本経営戦略の計画期間は、平成29年度から平成38年度までの10年間といたします。計画の範囲についてでございます。2の下水道事業の概要についてのところでございます。本町の下水道につきましては、図のとおり5種類事業実施をしております。この中の地方公営事業であります公共下水道事業、農業集落排水事業の2事業を対象に経営戦略を作成いたしました。5ページ目以降につきましては、美里の下水道事業の概要をグラフ等を交えて御説明させていただいているところでございます。

8ページ目をお開き願います。

経営指標分析についてです。総務省で公表しております下水道事業比較経営診断表の中に主な経営指標が掲載されておりました、その部分につきまして、重立った資料を9ページで御紹介させていただいております。この中で、総務省が申しました類型団体の比較がございます。本町の類型区分につきましては、公共下水道につきましては、県内では涌谷町、美里町、県内2団体。全国ですと47団体の団体が類型されます。農業集落排水事業につきましては、県内はごらんの15団体、全国ですと493団体と同じ類型区分に分類されております。

9ページ目以降が、経営を伴った経営指標と分析になります。その中で、ポイントとなります指標のみ御説明させていただきます。

10ページ目をお願いいたします。

水洗化率でございます。右側の表になります。青が美里町の指標、オレンジが類型の平均、グレーが全国の平均でございます。ごらんとおり、オレンジの類型平均よりも美里本町の水洗化率が低いような形になっております。

続きまして、12ページをお開き願います。

こちらは、公共下水道事業の経費回収率でございます。経費回収率は、維持管理費と資本費の合計を使用料でどのくらい賄えているかという指標でございます。右側の維持管理費に係る経費回収率につきましては、維持管理費を使用料でどのくらい賄えているかという指標になっております。先ほどと同じように、青が美里町、オレンジが類型平均、グレーが全国平均でございます。維持管理費に係る経費回収率におきましては経費回収率100%を超えているものの、類型平均、全国平均よりも低い経費の回収率となっております。これは、鳴瀬川流域下水道の処理単価が他の流域下水道よりも若干高めに設定されているために、なかなか類型に届かないという部分があるかと思えます。

続きまして、15ページをお願いいたします。

14ページからは、農業集落排水事業の経営資料になります。15ページ右上、水洗化率でございます。こちら、公共と同じようにオレンジの類型平均、グレーの全国平均よりも水洗化率が低い状態になってございます。

17ページをお願いいたします。

農業集落排水事業の経費回収率と維持管理費に係る経費回収率でございます。特に、維持管理費に係る経費回収率につきましては、類型平均のほぼ同じ値でございますけれども、経費回収率を100%下回っております、使用料だけでは維持管理費ができていないという状況がお

わかりになるかと思えます。

こちらの経営分析の中で、先ほど説明させていただきました水洗化率と維持管理費に係る経費回収率に着目いたしまして、19ページの今後の経営の基本方針を組み立てさせていただきました。19ページの経営の基本方針でございます。

まず、1点目といたしましては、暮らしやすさを実感できるまちづくりということで、総合計画に転載させていただいております10年間での早期完成を1つ目の項目とさせていただきます。平成28年度から平成37年度までの10年間で下水道の整備を概ね完成させるということを一つ目の基本方針といたします。

2点目の下水道事業の経営健全化でございます。先ほどの水洗化率の類型よりも低いという状況を踏まえまして、水洗化率の確保を課題といたしました。対策といたしましては、平成28年度から制度開始いたしました下水道接続奨励金、こちらの制度の周知を図るということと、下水道を使用していない水道の大口事業者などに対して下水道に接続依頼を行うということに取り組んでいきたいと思えます。それを踏まえて、水洗化率の向上ひいては使用料の確保というふうに努めたいと思えます。目標といたしましては、水洗化率を目標値といたしまして、公共下水道では平成38年度までに79.6%、農業集落排水では92.8%を水洗化率の目標値として取り組んでいきたいと思えます。

2点目の対策といたしまして、維持管理費の削減を上げさせていただきました。こちら、全国平均、類型平均よりも維持管理費に係る経費回収率が低いという状況がございます。そのため、維持管理費に係る委託料の見直し、汚水ポンプなどの処理設備の更新、その際に、省エネ機器を選択するなど、維持管理費の削減に努めてまいりたいと思えます。状況に応じては、人件費の削減等も検討に含めなければならないかと思っております。こちらの目標でございます。維持管理費に係る経費回収率の目標値を、公共下水道では平成38年度までに122.4%、農業集落排水では76.3%を目標といたします。

20ページをお願いいたします。

後段で投資・財政計画をご説明させていただきますけれども、その前に、投資・財政計画に計上しております投資の部分について御説明させていただきます。投資につきましては、下水道基本構想など、こちらの基本構想では、20年間の事業費を計上しております、基本構想の中で大きな事業を20ページ、21ページに掲載させていただきました。

1つ目が、公共下水道事業の都市計画区域内の未整備区域の整備でございます。計上期間は平成29年度から平成37年度まで。計上事業費は50億8,641万円と想定しております。

公共下水道の2つ目、都市計画区域外の未整備区域及びコミュニティ・プラント区域を公共下水道へ統合する事業でございます。計上期間は平成38年度から平成42年度までと考えております。事業費は8億1,316万円でございます。

農業集落排水事業につきましては、農業集落排水処理施設の機能強化事業でございます。こちらは、処理施設の機器更新がメインになってございます。計上期間が平成30年度から平成38年度まで。計上事業費は21億円を想定しております。

農業集落事業の2点目、南郷地域の雨水排水対策でございます。平成29年度から平成35年度までで、事業費は6億1,696万円を想定しております。

3点目、農業集落排水区域内の未整備区域の整備。計上期間は平成43年から平成47年度まで。事業費は6億6,000万円を想定しております。

こちらの期間20年間のうち、10年間分を今、経営戦略に盛り込んでございます。

4の3の投資・財政計画に未反映の取り組みや今後の予定のところでございますが、農業集落排水の機器更新の事業につきましては、機能強化事業の中で掲載しておりますが、公共下水道の長寿命化計画に基づく機器更新につきましては、まだこちらの計画には反映してございません。平成29年度中に投資・財政計画の見直しを行いまして、公共下水道事業の長寿命化計画に基づく機器更新を別途反映させて見直しを図りたいと思っております。

経営戦略の事後検証・更新等につきましては、中間でございます平成33年度に中間見直しを図りたいと考えています。見直しに当たりましては、計画と実績の乖離、その原因の検証、経営指標を活用して、類型団体との比較を行って見直しを進めてまいります。

22ページから投資・財政計画になります。

22ページ、23ページは、公共下水道、農業集落の合算の表になります。24ページ、25ページが、公共下水道のみの表になります。26ページ、27ページにつきましては、農業集落排水の表になります。

22ページにお戻りいただきたいと思えます。

投資・財政計画につきましては、黄色いラインを引かせていただきましたが、当年度純利益を平成30年度以降プラスマイナスゼロ収支均衡で計画を組ませていただきました。使用料や維持管理費の推移につきましては、グラフ化したものを28ページに掲載しておりますので、28ページをごらんいただきたいと思えます。28ページ、29ページにつきましては、投資・財政計画の数値の必要な項目について、見やすくするためにグラフ化させていただきました。

まず、使用料の前提となります人口についてでございます。左上、全体計画区域内人口の推

移でございます。青い線が総合計画の目標人口でございます。オレンジが公共下水道の全体計画区域内人口でございます。グレーが農業集落排水の全体計画区域内人口でございます。こちらは、総合計画の人口減に合わせて同様に公共も農集も減少していくと見込んでおります。

現在処理区域内人口の推移でございます。こちらは、公共下水道の処理区域が年々拡大いたしますので、全体として若干右肩上がりで人口がふえていくことになります。

中段の左側、水洗便所設置済人口の推移でございます。青が現在処理区域内人口、オレンジが水洗便所設置済人口、グレーの線が水洗化率でございます。処理区域内の工事に伴いまして、処理区域の拡大が起こります。それに伴いまして区域内人口も年々増加する見込みでございます。それに合わせて水洗便所設置済人口も伸びていくわけなんですけれども、水洗便所を使う方がふえると同時に計算の分母であります区域内人口もふえますので、水洗化率は緩やかな微増と見込んでおります。

農業集落排水の水洗便所設置済人口の推移でございます。農業集落排水人口につきましては、既存区域の処理区域内人口がだんだん減少していくものと見込んでおります。一方、水洗便所設置済人口につきましては、微増を見込んでおりますので、相対的に水洗化率が伸びていくと想定しております。

こちらの水洗便所設置済人口に合わせて、料金収入を記入した表が下段になります。左側、公共下水道につきましては、青が水洗便所設置済人口、オレンジが料金収入、グレーが維持管理費でございます。平成28年、平成29年につきましては、長寿命化計画の策定業務あるいは流域関連公共下水道の計画変更の業務などを実施するために、維持管理費が平成28年、平成29年度に高くなっておりますが、その後、計画策定がなくなりますので、通常の維持管理費のみということになりまして、平成30年度から人口の伸びに合わせて維持管理費も伸びていくことになります。維持管理費の重立った部分につきましては、流域下水道の維持管理負担金でございますので、使用した分に合わせて伸びていくという格好になります。

農業集落排水につきましては、同じようにグレーが維持管理費になります。こちら、平成28年度につきましては最適整備構想策定業務、平成29年度が機能強化対策事業の計画書作成業務を実施いたしますので、維持管理費が例年よりも高くなっていることになります。計画期間の前半に、機器の更新等を行いますので、後半になってから、電気料の削減、修繕費の削減あるいは委託料の見直しを行いまして、10年間の間に年間約1,000万円程度、最終年度では減額できるよう努めたいと考えております。

こちらの下2つ、料金収入と維持管理費の推移の表から、経費回収率を算定いたしましたの

が29ページの左上の表になります。公共下水道につきましては、料金収入と合わせて維持管理費も比例的に伸びていきますので、経費回収率は緩やかな微増ということで想定しております。農業集落排水につきましては、計画期間の後半の維持管理費の削減の効果がありますので、平成35年度から平成38年度まで伸びていくと想定しております。

企業債の現在高の推移です。公共下水道につきましては、平成37年度が残高のピーク。農業集落排水につきましては、平成35年度がピークと想定しております。全体、公共、農集あわせて全体でございますが、23ページをお開きいただきたいと思います。23ページの資本の表の一番下、企業債残高を見ていただきたいと思います。公共下水道と農業集落排水の実際の現在高合算のピークが、平成36年度85億円をピークと見込んでおります。

以上、このような形で財政計画を策定してごらんいただきました。簡単ではございますが、以上でございます。

議長（吉田眞悦君） ただいま、美里町下水道事業経営戦略について説明をいただきました。この件について、皆さんからお聞きしておきたいことがあれば。

ちょっと休憩します。

午後1時41分 休憩

---

午後1時42分 再開

議長（吉田眞悦君） 再開いたします。

聞きたいことがあれば。橋本議員。

10番（橋本四郎君） 排水処理には国土交通省が入るんですよね。農林水産省の管轄だけれども。環境省と3つ入るんですよね。3つある中で8ページ、下から2つ目、農業集落排水事業をするのはこの宮城県で15団体だけですか。何で15団体かな。21あるはずなんです。

議長（吉田眞悦君） 田村主査。

下水道課主査（田村太市君） それでは、こちらに掲載させていただきました15団体は、美里町と同じような経営規模の団体だけ掲載させていただいております。

議長（吉田眞悦君） 橋本議員。

10番（橋本四郎君） 規模というのはどういうことですか。（「8ページに書いてます」の声あり）

議長（吉田眞悦君） 田村主査。

下水道課主査（田村太市君） こちらは、総務省が区分した区分方法に基づく類型になります。

農業集落排水事業については、8ページ下2行に書かせていただきましたが、有収水量密度が2,500立方メートル/ヘクタール未満、処理区域1ヘクタール当たりの有収水量の指標と、供用開始後15年以上25年未満の団体が区分されます。県内では、ごらんの15団体が計上されております。

議長（吉田眞悦君） 橋本議員。

10番（橋本四郎君） 区分についてはいろいろあると思うけれども、ただこれ見たときに、あれ、農業集落排水というのをもうちは使っているのかと錯覚を起こす場合があるんです。（「いや、起こさないね」の声あり）ほかのところ探したんだって、おかしいなと。これはほかの町が使っている規模の問題、その規模の問題がわからないから私は調べたんです。女川と南三陸は漁業の集落排水なんです。女川と南三陸だけは。あとは農業集落排水。使っていない団体は14団体ありますよね。自治体。わかりますか。

議長（吉田眞悦君） 今、資料がないそうです。

10番（橋本四郎君） 私は、それはなぜかという、ほかの町の事業というものを見ながら、この町がなるべく町民負担にならないような方法を考えていくべきでしょう。今それを私は調べているんです。これはもう6月議会でやりますから次に行きます。

汚泥は今、処理しているんですか。8ページの上にありますよね。汚泥の処理をしますと。具体的に使っている場所。

議長（吉田眞悦君） 田村主査。

下水道課主査（田村太市君） 農業集落排水の処理場から出されました汚泥につきましては、大崎東部のごみ処理場の助燃剤ということで、燃やす際の支援をするための試料の一つということで活用させてもらっております。

議長（吉田眞悦君） 橋本議員。

10番（橋本四郎君） ごみとして焼却するなら利用にも何もなっていないじゃない。私はこれ見たとき、汚泥を肥料にするのかなという感じがした。ところが、燃やすときというのはわざわざ試すも何もないのであって、それが再利用ということには、私はわざわざここに書く必要はないなと思っています。それからもう一つ。この資料の19ページを見ると、いろいろ数字が上がっていますけれども、農業集落が68.9%と平成33年に上がるという……ごめんなさい、上です。85%に上がるというのはどういう計算でやりましたか。

議長（吉田眞悦君） ちょっと休憩します。

午後1時47分 休憩

---

午後1時48分 再開

議長（吉田眞悦君） 再開いたします。

橋本議員。

10番（橋本四郎君） なぜこの質問をしたかという、水道の問題でも出ましたよね。人口減少。私はそのときこういったの。高齢者世帯あるいは高齢者だけの世帯、そういう世帯が約2割くらいある。その10年間のうちそれがなくなってしまうと、あとは住む人がいないから分母は少なくなる。分母が少なくなって実数が増えるのと、分母は同じだけれども分子が（聴取不能）になるのとは違うんです。どっちを考えてやる。

議長（吉田眞悦君） 田村主査。

下水道課主査（田村太市君） それでは、資料の28ページをお願いします。こちらの中段右側、水洗便所設置済人口の推移、農業集落排水の部分をごらんいただきたいと思います。御指摘のとおり、処理区域内人口、青の線につきましては、人口減少に伴いまして減にしております。一方、オレンジの水洗便所設置済人口は、現状維持以上、微増を目標に水洗化の普及啓蒙に努めていきたいと考えておりまして、その結果として目標値の92.8%を掲げさせていただきました。

議長（吉田眞悦君） 橋本議員。

10番（橋本四郎君） （聴取不能）でも37億ぐらいの公債費ありますよね。今度は20（聴取不能）と、公共下水道で（聴取不能）農業集落で10億の公債を発行している。10年間で返済金額はあるけれども、このふえていった金額を減少した人たちが割らなくてはいけないのでしょうか。もっときちんとした理由はできないんですか。借金はふえる。払う人数は少なくなる。1人当たりの負担金がふえませんか。私は事業見直しというのはそこだと思っております。負担はふやさない。しかし借金をしてふやさない方法を考えるならわかるけれども、借金はふやす、払う人は減っていく。俺は死ぬからいいよ、もう。10年もたないから。あとに残った人の負担を考えたら、こんな程度でいいのかと私は考えるからこうなるんです。

議長（吉田眞悦君） 下水道課長。

下水道課長（佐々木信幸君） ちょっと、今の質問に対する答えになるかどうかわからないのですが、まず下水道の施設というのは、この経営戦略そのものは今後10年間の計画ですけれども、10年間にはとどまらず、その後も20年、30年あるいは40年、50年と長い間使い続ける施設でございます。それで、当然その施設整備には起債が必要でありまして、国の交付金で

足りない部分はその起債を充てていくという事業の進め方になりますので、当然借金として残高が残るといことになりますけれども、それもなるべく長い間、要するに長い間使う施設です。できるだけ住民の負担も短い期間に御負担いただくのではなくて、長い期間をかけてならしながら御負担いただけるように、平準化債という借り換えをしながら返済期間を延ばして返済については少なくして長くしていくということで、なるべく住民の負担は少なくしていくというふうに工夫はしております。

それから、先ほど起債残高のピークのお話を田村からしましたけれども、公共、農集あわせますと、平成36年度が現在ピークになっておりますけれども、その後の表だけ見ていただいても、平成37年、平成38年は減少の方向になります。それで、さらにこの減少の数字はだんだん減っていきまして、さらに10年後の平成48年度になりますと50億円まで減る見込みとなっております。今後20年間で現在の70億円の起債残高よりも20億円ぐらいは減っていく見込みと推計しておりますので、だんだん住民の方々の負担も減っていくだろうなど。理由としましては、今後10年間建設費がかかりますので、その分起債はふえますけれども、大きな起債はその後はなくなるということと、建設当初から、平成初期のころから始めていたときの起債の残高がだんだん少なくなってくるということで、その後は減っていくだろうと考えておりますので、だんだん町民の方の負担も減っていくのかなと考えております。

議長（吉田眞悦君） 橋本議員。

10番（橋本四郎君） 結構です。

議長（吉田眞悦君） よろしいですね。ほかにありませんね。

それでは、以上で4点目の美里町下水道事業経営戦略についてを終わりにいたします。

再開は2時5分にいたします。

午後1時53分 休憩

---

午後2時01分 再開

議長（吉田眞悦君） それでは、予定時間より若干早いんですけれども、全員おそろいですので、再開いたします。

それでは、本日の5点目、美里町地域福祉計画（案）についてに入ります。総務課長。

総務課長（伊勢 聡君） それでは、5点目の説明員を紹介させていただきます。初めに、健康福祉課長青木正男でございます。

健康福祉課長（青木正男君） 青木です。どうぞよろしくお願い申し上げます。

総務課長（伊勢 聡君） 課長補佐渡辺克也でございます。

健康福祉課課長補佐（渡辺克也君） 渡辺です。よろしくお願いいたします。

議長（吉田眞悦君） 青木課長。

健康福祉課長（青木正男君） 本日は貴重なお時間をいただきまして大変ありがとうございます。

それでは、美里町地域福祉計画（案）について御説明申し上げます。

私からは、この美里町地域福祉計画（案）の策定の背景について説明させていただきます。

地域福祉計画は、平成12年6月の社会福祉事業法等の改正により、社会福祉法に新たに規定された事項でございます。この中で、第4条では地域福祉の推進について、第107条で市町村地域福祉計画について定められてございます。この間、厚生労働省からは、平成10年4月、平成19年8月、平成22年8月、平成26年3月と4度にわたりまして、この間、計画に盛り込む事項等を加えながら、策定の要請が何度か県を通じてきておりました。また、この計画策定につきましては、平成27年6月の議会でも、一般質問の中で、地域福祉について、行政についても積極的に行わなければならない時期が来ているのではないかと御意見もいただいているところでございます。そういった中で、当初からの説明のありましたとおり、このほど策定した美里町総合計画・総合戦略の中にも、政策の一課題として地域福祉の充実をもうけさせていただいております。今後策定する高齢者福祉計画や障害者計画など、分野別福祉計画の結果を分野ごとの縦系とすれば、今回策定する地域福祉計画が分野を横断します横系の役割を担いまして、分野ごとにある隙間等を埋めるような形で町の福祉計画の全体を網羅するような、隙間が出ない形のものにしていきたいと考えております。具体的な活動指針を示すことで、そういった計画に反映していただければと思います。

また、行政が策定します地域福祉計画と地域福祉を推進する中心的な団体とされております社会福祉協議会が策定しております地域活動計画とは、地域福祉を進め充実するための車の両輪といわれております。既に先行して美里町社会福祉協議会では地域福祉活動計画を策定しておりますが、行政側の福祉計画で理念と仕組みといった在り方を明示することで、社会福祉協議会が地域福祉活動計画により実施しております活動についても指標や目標をやることにより、さらに実践しやすくなるのではないかと考えてございます。また、お互いに共通の認識を持つことによりまして、今後お互いの事業等の評価や見直しといったことも行いやすくなるのではと考えております。そのために策定したのがこの美里町地域福祉計画でございます。

それでは、第1期美里町地域福祉計画（案）の内容につきましては、当課渡辺補佐から御説

明申し上げます。よろしくお願い申し上げます。

議長（吉田眞悦君） 渡辺課長補佐。

健康福祉課課長補佐（渡辺克也君） 渡辺です。どうぞよろしくお願いいたします。

お手元に事前にお配りしております第1期美里町地域福祉計画（案）を使いまして、概要につきまして御説明させていただきたいと思っております。座って説明させていただきます。

それでは、事前にお配りしております計画案の1ページ目をお開きいただきたいと思います。

今、課長が申しあげましたところに、同じように若干触れるかもしれませんが、今回、この計画案ですが、昨年の8月から美里町地域福祉計画策定委員会を開催しまして、先週3月23日まで計4回、策定委員会で御審議いただいた内容でございます。4回目に答申ということでいただいた内容でございます。御説明させていただきます。

ページをめくっていただきまして目次をお開き願いたいと思っております。第1章から第5章までの構成でございます。第1章で計画の基本事項、第2章で地域福祉を取り巻く現状、第3章で計画の基本方針、第4章施策の展開、第5章計画の推進という5つで構成されております。順次説明申し上げます。

まず、第1章でございます。1ページ目でございます。

計画の基本事項ということで、計画策定の趣旨、地域福祉について掲載をしております。少子高齢化や核家族化の急速な進行、また、人々の暮らし方や働きなどが多様化する中で、隣近所など地域の結びつきが弱くなっておりまして、地域では、現在さまざまなお困りの方が生じている現状でございます。地域福祉は、こうした現状を踏まえた上で、地域の住民お一人お一人が主役となりまして、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるために、地域で困っている人を助け合い、お互いに支え合うそういう取り組みということを記載しております。

めくっていただきまして、3ページの計画の位置づけをお開きいただきたいと思います。地域福祉計画は、社会福祉法の第107条の規定によりまして、市町村が策定する計画でございます。当課で扱っております介護保険の計画とか、障害の計画のような必須な計画ではないんですけれども、市町村の策定するいわゆる努力規定に基づく計画でございます。地域福祉を推進していくために、顔の見える関係づくり、ともに生きる社会づくりを目指すための理念と仕組み、これをつくる計画になってございます。先ほど課長が申しあげましたとおり、美里町社会福祉協議会が定めております地域福祉活動計画とは相互に連携することとなります。町が定めるものは地域福祉計画ということで理念と仕組みを策定いたしまして、社会福祉協議会でその実践、いわゆる活動計画というものを策定するというすみ分けをしております。

この計画は、町の最上位の計画であります美里町総合計画・美里町総合戦略の方向性を踏まえるとともに、宮城県が策定しております宮城県地域福祉支援計画及び町の各福祉計画との整合性を図る上で策定してございます。この計画につきましては、来年度、平成29年度を初年度といたします5年間、平成33年度までとして策定してございます。

7ページ目をお開きいただきたいと思います。今回策定に当たりまして、事前にアンケート調査を住民の方に実施してございます。18歳以上の方2,000人を抽出いたしまして、昨年9月に郵送によりまして配布、回収をいたしております。

ページをお開きいただきまして、8ページ、第2章になります。地域福祉を取り巻く現状でございます。

このまず大きな1番目として、まずは美里町の概況ということで(1)人口・世帯の状況(2)人口移動(3)婚姻・離婚件数(4)産業・労働力の4つの項目につきまして、国勢調査並びに人口動態調査より運用してございます。

12ページをお開きいただきます。2といたしまして、地域福祉に係る現状でございます。

まず(1)といたしまして、地域で支援を必要とする人の動向でございます。1つ目が子育て、2つ目高齢者(要介護認定者・認知症高齢者) 障害がある人、生活保護者、虐待相談・通報件数の推移ということで、5つの項目につきまして人口動態調査を初め、健康福祉課で持っている数値等を活用しながら掲載したものであります。現状の数値でございます。

14ページでございます。(2)地域の支援体制の現状でございます。3つに分けて掲載してございます。

1つ目が 社会福祉協議会の活動の現状について記載してございます。続きまして 民生委員・児童委員の活動でございます。といたしまして、地位活動・ボランティア活動、この3点につきまして14ページで記載してございます。

15ページ(3)アンケート調査から見る現状でございます。20ページまで掲載しておりますが、先ほど昨年の8月に調査をしたアンケート調査の結果につきましてまとめたものでございます。近所の方とのつき合いについて。次のページでございます。地域で助け合う気風について、地域での手助けできること・困ったときに手助けしてほしいこと。次のページ、地域活動への関心。18ページでございます。地域活動への参加状況。次のページです。町の服地情報をすぐに入手できたかについて、相談したいと思わない理由。次のページ、20ページ、必要なサービスが受けられているかについて。8項目につきまして結果をまとめたものが20ページまで掲載してございます。

21ページでございます。大きな3番です。地域福祉に係る課題。ここでは、美里町の現状、それからアンケート等を行いまして、地域福祉の観点から主な課題を整理したものが以下でございます。(1)から(6)までの6つの項目に分けてございます。

(1) 支え合い・助け合い活動の実践でございます。少子高齢化が進み人と人とのつながりが希薄化し、地域でのふれあいや交流する機会が減少しつつあると。そういう現状で近所づき合いのない若い世代も多く、日常的なコミュニケーションが少なくなっていることから、誰もが地域福祉の担い手として主体的に支え合い助け合い活動を実践できる環境づくりが求められるということでございます。(2)といたしまして、困りごとや支援を必要としている人の把握でございます。困りごとがあっても自分で解決したり、他人を巻き込みたくないなどの理由で相談しない人が多くなっている一方で、住民が困ったときに手助けしてほしいことはさまざまであり、地域全体で支援を必要としている人をいかに把握していくかが課題となっております。

次のページ、22ページでございます。(3) 支援や福祉サービスにつなぐ仕組み・体制づくりでございます。困りごとや生活課題を改善・解消し、地域で安心して暮らしていくためには、必要な支援に適切につなげていくことが重要であり、地域での支え合いやボランティア等が行う支援も重要な役割を果たします。そのため、必要な支援につなげる仕組みを構築していくことが求められるということの記載でございます。

(4) 情報提供・相談体制の強化でございます。適切な支援サービスにつなげていくため、困ったときに多様な相談に応じることのできる窓口や各種サービスに関するわかりやすい情報提供が求められ、一人一人の困りごとや生活課題を的確に把握し、関係各課、期間との連携を強化しながら、状況に応じた適切な支援へとつなげていくための体制強化を図っていく必要があるということでございます。

(5) 地域ぐるみによる人権・権利擁護に向けた取り組みの推進。全ての人の生命と財産が守られ、安全・安心に暮らしていくことができる地域社会づくりを推進していくためにも、関係機関の連携による権利擁護に加え、住民一人一人が人権尊重や権利擁護に対する意識、関心を高め、できることを行っていくための取り組みを推進していく必要があるということでございます。

(6) 安全・安心なクラシエの支援。近年、安全・安心な暮らしの関心は高まっており、本町においても、災害時を初め、防犯や交通、健康など、さまざまな場面でニーズは増大しております。そのため、地域住民が相互に協力して取り組み、誰もが安全・安心を実感できる暮ら

しやすい生活環境に向けた支援が重要になってきております。

次のページをお開きいただきます。

24ページ第3章でございます。計画の基本方針です。ここで基本理念を掲載してございます。子供から高齢者まで、男性も女性も障害がある人もない人も、誰もが社会的は差別や偏見、疎外感を感じることなく、互いに尊重し合い、困ったときにはさまざまな支援へつながり、安心して暮らすことができる地域福祉の実現に向けて基本理念を「一人ひとりが手を取りあって、ともにいきいきと暮らせるまちみさと」とし、地域における支え合いとともに、さまざまなしゅたが協力・連携し、生き生きと安心して暮らすことができる地域づくりを目指すということでございます。

次の25ページ、計画の視点でございます。本計画に基づく地域福祉を推進し、基本理念の実現を目指していくために、次の4つの視点から、地域福祉を推進します。

1つ目が、地域における支え合いの醸成（支え合い・助け合い）でございます。（2）住民を初めとする多様な主体に参加（参加・参画）でございます。（3）一人一人を尊重し合う地域づくり（共生）でございます。（4）地域の性格課題への横断的な対応（包括・連携）でございます。

次の26ページをお開きいただきます。ここで大きな3といたしまして、基本目標を設定してございます。本計画の基本理念を実現するために次のような4つの基本目標を掲げてございます。

1つ目が、住民一人一人が築く助け合いの地域づくりでございます。2つ目、住民、関係団体、町による協働の地域づくりでございます。3つ目、保健福祉サービスの充実と誰もが活躍する地域づくりでございます。4つ目、誰もが安全・安心に暮らせる地域づくり。この4つを目標として掲げてございます。

次のページをお開きいただきます。29ページ、第4章施策の展開でございます。地域での支え合いの考え方について、29ページで掲載しております。

地域福祉を推進するため、各分野で縦割りの取り組みではなく、地域という場所に主眼を置きまして、地域に生じるさまざまな困りごとに対応していく必要があります。自助、互助、共助、公助、この仕組みを一層強化し、住民、地域、町がお互いに支え合いながらより良い方策を見出し、相互に働きかけ合う取り組みを進めますということで記載しております。以下が図表でございます。

次のページ、30ページでございます。ここからは、今申し上げました基本目標1から4につ

きまして、現状と課題、施策の方針、施策の展開という構成で記載してございます。

まず、基本目標の1つ目、住民一人一人が築く助け合いの地域づくりでございます。方針といたしまして、地域福祉に関する情報の広報・啓発に努め、地域で支え合うための交流活動の大切さや、地域での支え合い・助け合い活動を促す福祉意識の醸成を図るとというのが1点。学校教育や身近な地域の中で福祉について学ぶ機会、福祉教育、人権教育に取り組むことが2点目。みずからが地域を構成する一人であるという意識とともに、地域における活動への積極的な参加を促進するというのが3つ目。最後の4つ目、さまざまな機会から地域福祉活動に参画するきっかけづくりを進め、参加促進を図るということで、4つの方針を掲げてございます。

これを受けまして、施策の展開でございます。4つ挙げてございます。地域福祉に対する意識の醸成。2つ目、福祉教育の充実、3つ目、人権教育の充実、4つ目、地域福祉活動への参加促進、以上4つでございます。

ページをめくっていただきます。基本目標1の部分の大きな2つ目でございます。住民同士の顔の見える機会・交流づくりでございます。2つ方針を掲げてございます。誰もが参加でき、継続した交流の場づくりを進め、住民同士の顔の見える機会、交流に関する情報の提供に努めるのが1点。2つ目、既存資源を有効に活用し、住民同士の活発な交流活動の展開を推進していくとともに、さまざまな人が気楽に集うことのできる活動拠点づくりに取り組むということで、2つ方針を掲げてございます。

これを受けまして、施策の展開として3つ掲載してございます。1つ目、気軽に交流できる場の構築、2つ目、子育て家庭の交流促進、3つ目、多世代交流の促進、以上3つを掲載してございます。

次のページをお開きいただきます。基本目標1の3つ目でございます。支援を必要とする人の把握・支援につなげる体制づくりでございます。

見守り、声かけ等、誰もが参加しやすい活動を通じて、多様な主体が地域福祉活動へ参加する機会を推進することが1点、身近な地域活動を通じて地域で困りごとを抱える人々をできる限り早い段階での把握に努め、早期支援につなげる取り組みを進めること、これが2つ目の方針でございます。

ここで、施策の展開として2つの項目を掲げてございます。1つ目、多様な主体による見守り・声かけの推進。2つ目、地域で支援を必要とする人の把握・対応でございます。以上が基本目標1でございます。

続きまして、35ページ、基本目標の2でございます。住民、関係団体、町による地域づくり

でございます。大きく2つに分けてございます。まず1つ目、2の1といたしまして、地域福祉活動を支える人材・団体の育成でございます。地域福祉活動の一層の活性化を図るため、地域福祉を担う人材・団体の育成を推進するとともに、地域団体の活動を支援することが1点目の方針でございます。地域における豊かな知識や経験、技術等を有する人材を発掘し、地域活動の参加や災害時、緊急時の協力体制の構築を目指すというのが2点目でございます。若い世代や元気な高齢者等、これまで関心が低かった住民や新たな担い手として期待される住民の地域への参加を促進し、地域福祉活動の活性化を図るとというのが方針の3つ目でございます。

施策の展開、3つほど掲げてございます。1つ目、ボランティアの育成。2つ目、地域活動団体への支援、3つ目、高齢者・若者等の地域福祉活動への参加促進でございます。

27ページでございます。2の2といたしまして、地域福祉ネットワークの構築でございます。施策の方針として2つ掲げてございます。身近な交流・支え合いの機会づくりを進めるとともに、定期的な意見交換の場や、団体間の情報・課題共有を図る体制を構築するというのが1点目でございます。地域活動団体を初め、民生委員・児童委員等、各種さまざまな主体が連携し、日常的な見守りからの確な福祉サービスまで包括的な支援体制により提供していくというのが2つ目の方針でございます。

施策の展開として、課題の共有・解決の仕組みづくり。2つ目として、関係機関の連携・包括的な支援体制の構築ということでまとめてございます。

39ページでございます。基本目標3、保健福祉サービスの充実と誰もが活躍する地域づくりでございます。大きく2つに分けてございます。まず、3の1保健福祉サービスの利用支援でございます。施策の方針として3つ掲げてございます。障害の有無や日本語の理解度にかかわらず、相談窓口やサービスに関する情報を受け取ることができる体制を整えまして、適切にサービスの提供と利用促進を図るのが1点でございます。2点目、サービス提供事業者への指導を行うとともに、苦情処理からサービスの質の向上につながる仕組みづくりを目指しますということでございます。3つ目、住民に必要とされるサービスや支援を把握するとともに、地域で暮らしていくために必要な在宅支援の充実を目指すというのが3つ目でございます。

この方針を受けまして、施策の展開でございます。4つ掲載してございます。わかりやすい情報の提供、2つ目、相談体制の充実、3つ目、福祉サービスの質の向上、4つ目、新たな支援やサービスの検討、以上の4つにつきまして掲載しております。

3の2といたしまして、41ページでございます。地域での自立支援でございます。高齢者や障害のある人の自立、社会参加につながる雇用に向けた支援に取り組むのが1点。住民が健康

で生きがいを持てるとともに、住み慣れた家庭や地域で生活を送るために重要であることを踏まえ、健康づくりや生きがいづくりに取り組むというのが2点目です。生活保護受給者への適切な支援を行うほか、地域、民生委員、病院等、関係する団体の地域からの支援の必要な方々の把握とともに、必要な支援につながる取り組みを推進するというのが3つ目でございます。

これらの方針を受けまして、施策の展開として、高齢者や障害のある人の雇用促進、2つ目、生きがいづくり・健康づくりを通じた地域力の向上、3つ目、生活困窮者への支援、この3つにつきまして、具体的に展開として掲載してございます。

4つ目の基本目標4でございます。43ページでございます。3つに分けて掲載しております。4の1人にやさしい地域づくりの推進でございます。方針として公共施設における段差の解消等を進めるほか、心バリアフリー化もあわせて進めるなど、人にやさしいまちづくりを進めるというのが1点。2つ目、公共交通の利便性を高めるとともに、よりきめ細かな移動手段となる民間サービスの提供を支援するというのが2つ目でございます。

この方針を受けまして、施策の展開として、公共施設等のバリアフリー化の推進が1点目、2点目として、住民の移動手段の確保、この2つを具体的に掲載してございます。

4の2、44ページでございます。権利擁護体制の強化でございます。認知症などの病気によりまして、判断能力が低下した人の財産や金銭の保護を支援するというのが1点目。2点目、生活困窮者へ自立を促すために制度の活用を促すとともに、子供や高齢者、女性などに対する虐待や暴力を根絶するというのが2点目でございます。

これらの具体的な展開として、3つ掲げてございます。まず、権利擁護の利用促進。2つ目、虐待・DVの早期発見・早期対応。3つ目、認知症施策の推進、以上の3つにつきまして具体的な記述を45ページでしてございます。

続きまして、46ページ、3つ目、4の3でございます。地域における防災・防犯対策の推進でございます。平常時においても災害時においても、一人一人の生活の基盤は地域であることを踏まえ、防災、防犯、交通安全対策につきまして、住民一人一人が意識を高め、住民、地域、町がそれぞれ協力し、安全・安心なまちづくりを推進するということを方針として掲げてございます。

施策の展開といたしまして、避難行動要支援体制の整備、2つ目として防犯・交通安全対策の推進、以上の2つにつきまして具体的記述をしてございます。

続きまして、47ページでございます。第5章計画の推進でございます。計画の推進体制になります。

まず、(1)といたしまして、計画の周知・啓発でございます。この計画の基本理念、取り組みにつきまして、住民に対し周知を図って、地域における主体的な活動を促進してまいります。また、町の広報紙、ホームページを通じまして、計画の周知・啓発を行って、地域福祉の推進に向けた意識の高揚を図るということの記載をしております。

続きまして、(2)でございます。計画の推進と進捗の確認でございます。昨今の国の公的福祉サービスは動きが非常に激しくなっておりますが、それらの動向を見極めながら、関係課との連携を図り、住民、社会福祉協議会、町とともに、計画の進捗確認を行っていくということの記載でございます。また、地域福祉を推進するための考え方、方針、これらを共有していくために、関連する分野別計画、それから町の社会福祉協議会が策定しております地域福祉活動計画等、関連計画の推進、見直しに当たりましては、より効果的に地域福祉が推進されるような整合性を図るという記載でございます。

(3)でございます。地域福祉の推進に向けた各主体の役割でございます。4つに分けて記載してございます。1つ目が住民の役割、2つ目、行政の役割、48ページになります。社会福祉協議会の役割、地域活動団体・ボランティアの役割ということで、4つに分けて掲載しております。地域福祉の推進に当たりましては、住民をはじめ地域活動団体、社会福祉協議会、関係機関、行政などの多様な主体が連携し、それぞれの役割を果たしながら一体となって協働で地域福祉を推進することが大切であるというところから掲載してございます。

3月23日に作成委員会から答申を受けた内容につきまして、駆け足でしたけれども説明させていただきました。以上でございます。

議長(吉田眞悦君) ただいま、美里町地域福祉計画(案)について説明をしていただきました。これは第5章までありますけれども、1本で行きますので、お聞きしたい方はページ数をちゃんとお願いしたいと思っております。何か皆さんからお聞きしたいことがあれば。福田議員。

2番(福田淑子君) 46ページの避難行動要支援体制の整備について、名簿が義務化されたということで、これは個人情報に当たるので、どこまで提供できるものなのか。その下に、自治会、民生委員・児童委員、社会福祉協議会と連携するとあるので、どこまで個人情報なるものが提供可能なのか。

議長(吉田眞悦君) 渡辺課長補佐。

健康福祉課課長補佐(渡辺克也君) 現在は、現状をお話ししますと、御登録、御申請があった方への登録というのがまず1点。それから、年に1回、民生委員・児童委員をお願いいたし

まして、変更がないかどうか、あるいは掘り起こしも絡みましてお願いをして、台帳整理をしているということで整備をされてございます。現実的に、今きちんとした整理を図ってから、自治会、社会福祉協議会に名簿をそのままお渡ししているというは、現状ではありません。これは、災害対策基本法に基づくものでございますので、その辺のところを精査して、常時提示をするというのではなくて、必要に応じて対応するような形で、ケース・バイ・ケースで考えていきたいと思っております。ただ、災害時における場合につきましては、非常にいろんな困難が生じる場合がございます。要は民生委員さんだけでは動けないということも想定されますので、そういうところも掘り下げた議論をこれからちょっとしていきたいと考えております。

議長（吉田眞悦君） 福田議員。

2番（福田淑子君） 災害対策基本法改正による名簿作成なので、必要に応じてということでしたけれども、もう既に問題化になっている。実際に地震が起きた場合、これから起きる、また来るんじゃないかというときに、自治会としてどの程度まで知って送るのかというのがいつも議論になるので、これは急がないと。せっかくこうやってつくっても。

議長（吉田眞悦君） 渡辺課長補佐。

健康福祉課課長補佐（渡辺克也君） おっしゃるとおりです。つくって我々が持っているだけでは何にもならないので、議員おっしゃるとおり、出せるところの部分もかなりプライベートな部分のものが入っているものでございますので、ただ、活用ならないものでは役に立たないので、その辺も精査した上で、要は使えるものとしてどういうふうにするかということをやっと我々も検討しながら、早急に。災害対策基本法の改正による名簿の作成については、健康課として我々が持っていますけれども、それを今度いかに活用して出すかということの話だと思うので、それはどこまで出せるか、どの辺まで出すか、出すタイミングとか、その辺も地域と話し合っていきたいと思っています。

議長（吉田眞悦君） 福田議員。

2番（福田淑子君） これは急ぐべきものだと思うので、今年度中にできるということでもいいですか。（「今年度って平成29年度中ということ」の声あり）ごめんなさい。平成29年度中。せっかく福祉計画をつくっても、具体化しなければならぬということだと思うので。

議長（吉田眞悦君） 渡辺課長補佐。

健康福祉課課長補佐（渡辺克也君） 議員の意図は、多分私と一緒にだと思います。ただ、やはりじゃあすっと出していいというものでも多分情報的にはないと思うので、その辺の取扱い等も含めて、今回5年のスパンで計画をやっと初めて持つような形になりますので、前に進める

ように努めていきたいということです。

議長（吉田眞悦君） ほかに。我妻議員。

8番（我妻 薫君） いたるところに地域、地域と出てくるんです。地域の相談窓口とか、情報提供とか、地域団体間のつながりとか、最後の5章になって、47ページ、地域福祉の推進に向けた各主体の役割。ここに から まで上げるんだけれども、行政が並列なのか。各地域にいろんな地域団体があるけれども、例えば小学校単位の地域だったら、さっきの災害・防災のものに密接に絡む。あとは、地域の要支援者の把握、推進体制の支援、そういったもろもろ、地域で、地域でと、物すごい強調されている。その地域が核になる。町長、にここにこ笑って私のことを見ているすけれども、その辺、何か考えないと、各コミュニティセンターの運営は、各地域に、自治組織に委託しているけれども、そこに何らかの行政の窓口とか何か相談窓口があったらここにすぐ近くに行けば相談できる体制とか、あるいはそのいろんな、網羅されているんです。網羅されているけれども、全部並列で、誰かがやるだろうじゃないと思うんです。地区社協がやるだろう。地域の民生部分がやるだろう。それじゃなくて、やっぱりその地域ごとに核になる行政のおろす主体性、そういったものを何か考えておく必要があるんじゃないのかな。そうでないと、誰かがやるだろうでこの文面だけずっと並べていったのでは、ちょっとさっきの一番最後に、1から4まで全部並列で行政も同等の横並び。そんなふうを受けとめているので、その辺の、今の職員にできないのであったら、それなりの核となるような位置づけを持った何らかの施設で考えると、そういったことの検討はするべきではないのかな。全体的なものに対してです。

議長（吉田眞悦君） 町長。

町長（相澤清一君） 非常に、我妻議員の今の答えには窮するわけでございますけれども、自治体がどこまでそれを地域にしっかりとおりて、指導できるかということは、なかなかこれは難しいと思います。正直に言って。地域、地域、全て地域といっても、行政区で全て網羅できるのかなという、それも非常に難しい。じゃあ、社会福祉協議会でできるのかといったら、それも難しい。そうした中で、なかなか本当に難しいんですけれども、町全体でそういう方向付けを地域という行政区、私は行政区でしっかりとサポートしていただければいいなどは基本的に思いますけれども、その行政区の中でもなかなか課題もあって整理ができない部分もあると思います。当然、行政区と社会福祉協議会、そして地域と一体となった今後そういう理念に基づいて進めていくのは当然でございますけれども、それをどのようにするかというのは、情勢を図っていくとか、啓蒙・啓発活動をしていくというのは、非常に、何回も言うようです

けれども、ハードルが高いのかなと思っております。ぜひ、皆さんからもいろんな、この問題はやはり根本的なこれからの地域社会のありようを問われるものですから、ぜひみんなでかがえていって、どのようにしたら安心して暮らせるかということ課題整理をしていきながら、今後、私たち行政区がほとんど大体先頭に立って頑張っていかなければいけないと思っておりますけれども、大きな課題なのかなと。そのためにも、皆さんのお力を借りながら、精一杯頑張っていくと。今の段階では、そういう考えで進めていきたいなど。非常にそういう面では答えはないし、特効薬も私はなかなかないと思っておりますので、皆、高齢化になってだんだん厳しい中で、どのように位置づけをしていったらいいか、難しいなと思っております。

議長（吉田眞悦君） 我妻議員。

8番（我妻 薫君） それで、さっき小学校単位にコミュニティセンターが配置されている。さっき言った何か地域の相談窓口といっても、役場に来なければ窓口はないんでしょう。地域の窓口じゃないんですよ。地区社協といっても、組織の所在がわからないんですよ。だから、そういう地域の、地域がそういうふうに相談できる、あるいは連絡できる、情報をもらえる、そういったところに、このコミュニティセンターの活用を図っていくような検討は必要なのではないのかなと。せめて小学校単位の。地域包括ケアシステムだって、小学校単位で行っているわけ。それなりに全体的なものに関連するので、そういうところにせっき施設があるわけだから、運営は各運営協議会に頼んでいるけれども、その中にそういった町として、こういったものの窓口たり得るそういった何か活用というか、せっきある施設なので。そして何回も言うけれども、地区社協といっても行くところがないんですよ。ただ地区の社協って、事務所がないから。社協に相談といったら、いくところといったら、結局本部の駅東に行くしかないんでしょう。そうすると、ここで書かれているものの相談といっても、結局はさるびあ館に行かなくてはいけない、役場に来なければいけない、駅東に行かなくてはいけない。そうすると、ここに書かれている身近な窓口というのはちょっと薄くなる。そこで、せっき各地区にあるコミュニティーセンターの活用を、何かこういうところでもっと有効に活用できる、地域の人が距離を見ながらやるんでしょうけれども、そこをもう少し検討してもらってはどうかという。

議長（吉田眞悦君） 今のことを聞きながら。ほかに。大橋議員。

7番（大橋昭太郎君） 施策の展開、大変に、施策一つ一つの事業というのが、ある意味理念という形で書かれているのかどうか分かりませんが、大変な数になると思いますし、これが検討一致した部分で対応できていく部分と、例えば先ほど福田議員が言ったような、要支

援者の避難行動であったりというものは、例えば防災管財課であったり、それから、31ページの福祉教育の充実、これらについては当然小中学生の福祉教育という部分は、健康福祉課だけでできるんじゃないんだろうなと。いろんな部分があるし、これらの本当に展開して充実させていくためには、各課とのそれこそ協働でやっていかないと難しいんだろうなと感じているわけです。だからといって、一つ一つの展開にいろんな協議会を設けるとかそういうことを言っているのではなくて、本当に見る限り、本当にこれを全部やろうとしたら大変なことだと思うし、そういったお互いが担っていく部分というのも、今後整理していかなければいけないんじゃないかなと感じるんですけれども、いかがでしょうか。

議長（吉田眞悦君） 渡辺課長補佐。

健康福祉課課長補佐（渡辺克也君） 大橋議員がおっしゃるとおりで、健康福祉課でもこれでいいわけではなくて、ただ、この計画の最初にお話ししましたけれども、この計画というのは、いろんな計画と全部くっついているそういう位置づけですから、こういうことについてもうたうような形になってございます。実際問題、今でも、例えば先ほど教育の部分につきましては、美里町社協のほうで学校に行き、いろんなボランティアのお話とか、実際に事業展開をしている部分も今でもあります。あと、先ほどの避難行動についても、うちの関係課として防災管財課と協議をしながら進めているとか、今でもやっているところを新たに新しいことをするためにボンと載せているようなところでもないところもあります。非常に全部をやろうとすると非常に大きなものに見えますけれども、今やっていることを言葉にするとこういうような形になってくるといえるところはあります。ただ、やっていないところはもちろんありますので、ここはまずは理念としてうたって、仕組みづくりをうたって、この5年間でちょっと進めいくために、必要な部署と、うちの町の中だけではなく、団体等になりますけれども、そういうところからも引き続き今までと同様以上に打ち合わせ等をしていきたい、協議をしていきたい。そうやって進めていきたいと思っております。

議長（吉田眞悦君） 大橋議員。

7番（大橋昭太郎君） であるからこそ、ちゃんとした一つ一つの事業についての役割分担を庁舎内で、それから関係団体であったりという部分を明確化させていくことがこの充実、展開になっていくんじゃないかなと感じたものですから。

議長（吉田眞悦君） いいですか。（「はい」の声あり）山岸議員。

12番（山岸三男君） 46ページの地域における防災・防犯対策の推進ということでちょっと聞きたいと思います。

全体的に言えば、地域福祉よりも美里町のまちづくりにかかわる内容が網羅されているのかなど。大変、内容がいっぱいあって素晴らしいといえ素晴らしいんですけども、余り内容が大き過ぎて、私がこれから防犯関係で言いたいことは、地域社会において、それぞれ各地域に中学校区単位にコミュニティ組織、指定管理制度でコミュニティ推進協議会が設置されてあります。その中には、ほとんどの役員は区長方がなっております。さらに行政区単位で言えば、行政区の中には自治会組織があって、その中に福祉から何かからかからいっばい役割分担で、住民の方がその役割を担っております。それで、さらには消防団、防犯指導隊とか、その組織の中で、みんな緊急時の対応が規定されるんです。我々議員の中にも、万が一町に震度5強のときには集合しましょうと。そういうふうに、1人で消防団であり、中には自治体の役割、行政区の中に自主防災組織があって、その中にも組み込まれている。そういういっばいの組織。農協だったり、商工会の理事になっている役員たちはそういう災害時にはマニュアルをつくっております。震度5強のときはまず商工会に集まるとか。これらをおある程度整理しないと、どの組織に出る、どの役割を集合するというか、優先順位で集合しなければいけない。1人で3つも4つも地域にいれば否が応でもそういう役割は担っているんです、現状では。それを踏まえないと、1つの体で対応できませんよね。私が言いたのは、その部分を優先順位を、役職で当然、消防団で言えば団長とか分団長クラスは当然、人命だとか救助などにかかわりますから、それは最優先すべきだろうと私は個人的には思っています。でも、議員だとか自主防災組織でいったらどちらが優先すべきか、その辺の整理は必要だろうと思うので、やっぱり内容的には濃くていいんだけども、非常に地域社会、行政区に持っていったときに、対応が戸惑うのではないかなという気がするので、その辺は今後どのように検討課題、町長は非常に難しいという話がありましたけれども、その辺を説明していただければと思います。

議長（吉田眞悦君） 町長。

町長（相澤清一君） 多分、地域でどのように福祉をつくるかということだと思います。それで、やはり1人の人に集中してそういうことを位置づけて頑張ってもらいたいという形は、恐らくこれからは無理だと思いますし、この大きな全体、福祉を進める上で難しい問題だと思います。ですから、地域は地域の役割分担、そして地域の中で一人一人の役割、こういうものをもう一回再構築して、この難しいこれからの社会のありようですので、地域全体でみんな考えて、そしてまちもそれにしっかりとサポートをしていく、そういう形で社会全体で福祉のありようというものを考えなければ、私はなかなか形はつくれないと思いますので、ぜひそういう面で地域に入っているんな地域の課題なりそういう問題点を話をして、そして整理をしていっ

て、地域全体、また大字単位でどのような地域福祉をしっかりと持てるかということを議論して、形をつくっていくという形がこれから進められるものだと思っております。ですから、我々自治体といたしましても、特に健康福祉課でございますけれども、中心的な役割をになって地域に入っていくような面でサポートをしていくということが求められている。それが自然と全体的な形になっていければ非常にいいなと思っておりますけれども、非常にこれは言葉では簡単に言えますけれども、非常に難しい。私もそのように思っております。

議長（吉田眞悦君） 山岸議員。

12番（山岸三男君） 要するに、私は今、あくまでも防災としているのは、我々は大震災を経験しています。そのときの経験から踏まえますと、まず第一には自分の命を守ること。自分の命を守って隣近所の救助だとか、それをやった上で次の段階で町に集合するとか、組織に集合するとか、そういうマニュアルみたいなものを明確にしてもらえば、一人一人、3つも4つもやることになっていても動きやすいのかなと思うので、その辺を明確な形でマニュアルをとにかくつくってもらおうという。そういうものがあれば動きやすいんだろうと思っておりますので、その辺を検討していただければと思います。

議長（吉田眞悦君） 山岸議員、要望ですか。

12番（山岸三男君） 要望よりもっと強い要請です。

議長（吉田眞悦君） 誰か、はい。

健康福祉課課長補佐（渡辺克也君） 議員がおっしゃりたいことはわかりました。せっかく大橋議員がお話ししたとおり、やっぱりこの計画自体が非常に広いです。今の詳しいお話は、私の課を超えている部分もあるかと思っております。そこについても、この計画に入れる以上は責任はあるんですけれども、推進の仕方、例えば実際体は1つしかないと思っておりますし、どうするのと。具体的に言うと、防災管財課も絡んでくる話だと思うんですけれども、ちょっとそれも含めていろいろ前に進むように協議をしながら進めていくようにしたいと思います。（「よろしく」の声あり）

議長（吉田眞悦君） 橋本議員。

10番（橋本四郎君） このできた理由は、（聴取不能）から（聴取不能）まで国民の権利というのがあってから福祉のことができたと思います。あわせて障害者差別解消法というのがあって、具体的にそれを実施する、成り立たせるようで国の法律があると。それをもとにこれが出てきたということですが、その中で、私が質問するのは、行政側ができるもの、行政側だけではできないもの、これがあると思うんです。行政側でできるものでいきましょう。

この資料の中の公共施設の改善の問題でバリアフリーですね。（「何ページ」の声あり）43ページのバリアフリー化というのは、どこをどうするんですか。何でこれを聞くかということ、担当の福祉課では、建設課とかその他の教育委員会に関係している管理者じゃないわけだ。だから、こういうものはつくれる。つくった場合には、当然、町長に行って、町長が教育委員会はこうしなければだめですよと、問題ないですかと、建設課は何か問題はないですかと。それを総合して、これを平成33年度までに会議をしようという見通しがなければ、この方針が出てこない。だから、公共施設のバリアフリー化をどこをどうするのか。何年度まで。その計画はあるでしょう。平成33年度あるんだから。

議長（吉田眞悦君） 渡辺課長補佐。

健康福祉課課長補佐（渡辺克也君） 一番最初に御説明しましたとおり、非常にこの地域福祉計画はやはり広うございます。複雑になってございます。ですけれども、冒頭申し上げましたとおり、実施計画ではございませんので、あくまでも地域福祉を進めるべき方向とか理念とか仕組みづくりというところをうたってございます。ですから、多分議員がおっしゃるのは物足りないのかもしれませんが、そういう計画ではないということで、ここで言いたいのは、ハードのバリアフリーをしましょう、それから、心のメンタル的なところのバリアフリーをしましょうというところを言いたいがための項目でございます。

議長（吉田眞悦君） 橋本議員。

10番（橋本四郎君） 解消に取り組みますと書いてあるんだよ。取り組まないのにただ方針だけここに書いたの。（聴取不能）ないけれども、町長が言うには、管轄の課長たちに、このところはこうなさいよ、あるいはどういう問題があるか、それは何年にやりましょうと具体的な計画は町長の適用なんです。

議長（吉田眞悦君） 副町長。

副町長（佐々木 守君） この計画を進めるに当たっては、健康福祉課が基本的には計画を策定しているので、司令塔にはならなければいけないでしょう。（「司令塔」の声あり）司令塔というのは町長が司令塔なんだけれども、それをサポートするのが健康福祉課。これから、庁舎の中で、課長を全部集めて、橋本議員が言われたように、じゃあ公共施設のバリアフリー化というけれども、どこの公共施設をいつまでにちゃんとバリアフリーにするかという年次計画をつくらなくてはいけないんです。それをきちんと指示を出して、それを今度予算化をして、議会で議決をいただいてバリアフリー化をするとか、あるいは新たに建物を建てるとか、そういった形に持っていかなければならない。これは今できたばかりなんだよ。これからやるのさ。

10番（橋本四郎君） あなた（聴取不能）で（聴取不能）。何年前……。

副町長（佐々木 守君） あのね、バリアフリーにもうなっているところは既にあるから。

議長（吉田眞悦君） 直接やらないで。副町長。橋本議員。

10番（橋本四郎君） 私の言いたいことは、こういう計画やるなら、少なくとも具体的に、さしあたって、これは平成33年度まで優先的にこういうことをやるというある程度項目を並べないで、これから考えますではないのではないか。（「何年までにやるって書いてあるんですか」の声あり）

議長（吉田眞悦君） 橋本議員。別なことね。

10番（橋本四郎君） 障害者の問題です。第3住宅で統合失調症の人が火事で死んでしまった。親と一緒に暮らしていた。議長聞いて。

議長（吉田眞悦君） ちょっと待って。ちょっと副町長が退席しますので。

橋本議員。

10番（橋本四郎君） そのとき、その方が、高齢の母親と五十幾つになる男性の統合失調症の人が住んでいた。母親は障害のために施設に入っていた。ひとり暮らしになった時点で、本来は福祉課がそういう人をどうするかということをしなければいけないでしょう。眠り薬を飲んだために、ストーブに落ちた洗濯物が火事になって本人が死んだ。今、統合失調症の人は何人いますか。障害者が124名いますよね。その中に、若い人はいいです、まだ子供の人はいいいです。大体、青年となっている人が何人いますか。124人の中に。

議長（吉田眞悦君） 何人いるじゃなくて、そういうことも含めて見守りとか何かをしましょうというのがこれでしょう。

10番（橋本四郎君） 見守りは遅いんだって。だから、そういう家庭があったら、救済する方法があるんです。例えば、私が福祉課で話していることは、高齢者の母親と五十幾つになる統合失調症の方、この人は自分で判断することが薄いです。だから、何かあったら心配ですので、緊急通報電話をつけてもらうようにしましょうと今、福祉課でやるという。そういう制度を我々も知っている、民生委員も知っている。そういう人に対して援助を見るのが議員であり民生委員の仕事でしょう。今言った緊急装備はしていると言いますか。

議長（吉田眞悦君） 橋本議員、橋本議員が言わんとしていることは、そういう事例も過去にありましたと。だから、新しい計画の中にはそういうことがないように、きちんとしたことを盛り込んで対応してくれるんだねということでもいいんですね。

10番（橋本四郎君） 内容としてそれが進んでいるかということです。

議長（吉田眞悦君） そうじゃないと、これにかかわってこなくなるから。青木課長。

健康福祉課長（青木正男君） 橋本議員の御心配も重々承知しているところでございます。個別の具体的な計画については、今後のいろんな計画に協議する中で盛り込んでいただいて、実施していくという形にしていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

議長（吉田眞悦君） 別なことね。

10番（橋本四郎君） 公共施設。きのう文化会館に行ったら、足の悪い人が上がりやすい。本来は、障害があろうとなかろうと健常者と同じような状態で何でもできる。ところが、できないものがある。確定申告で障害者は通れますか。あるいは近代文学館でやった場合に、通りに行くのはあります、昇降機は。1人で扱えない。公民館は、中央公民館にそれはないでしょう。そういうものを具体的に解消していこうというものを持ちながら、こういうものを提案するのが行政執行者の責任じゃないですか。

議長（吉田眞悦君） 町長。

町長（相澤清一君） ですから、それらいろいろとそういう課題は山積しております。それらを一一つきちんと解決するような理念を持って進めるためにこの福祉計画を策定させていただきました。これからそれを、本物のしっかりとした実現できるような体制を構築しながら、今言われたような課題を整理していきたいなど。それを一気にすべてというわけにはいきませんが、それを一一つ課題整理をして本当に住みやすいような弱者に立った形での生活なんかを支援するような方策をとっていきたいと、そういうことでございます。

議長（吉田眞悦君） 橋本議員。

10番（橋本四郎君） この間、一般質問で山岸君がまず町長出てくださいと言った。少なくとも、次期に向かって私は計画を持ちながら議会の（聴取不能）。そうでなかったならば、当てにならない町長だ。

議長（吉田眞悦君） 今のは別でね。それぞれの判断というものがありますから。

10番（橋本四郎君） 議員として、障害者の問題でこういう法律がありながら、その内容も知らずに、ただ単に地域の中で見回りをどうするかなんて考えるくらいの議員ならば、議会はいらないです。

議長（吉田眞悦君） ほかに。千葉議員。

1番（千葉一男君） 5ページ、ちょっとお尋ねします。5ページのここでは、こういう計画の最上位であるということは、まずそういう位置づけですよということはわかりました、今後。それから、さっきの課長のお話の中に、地域福祉活動計画と福祉計画は車の両輪だとおっしゃ

いました。わっぱがあったって動きません。したがって、エンジンは誰で、ドライバーは誰か。これを一応やる上で、こういうことを一応考えているということがあったらちょっと聞きたいです。難しいのはよくわかりましたから。現実にはそこをどういうふうに考えているか。

議長（吉田眞悦君） 渡辺課長補佐。

健康福祉課課長補佐（渡辺克也君） これまでの、千葉議員からいろいろと御指導いただきお礼を言わせて、車の両輪という言葉も今、大体言われているような言葉に課長がはめていただいたと思います。言いたいことは、とにかく社協というのはあくまでも別個ではなくて、町と社協が一緒になって進んでいきますということをまず言いたかったところです。ただ、おっしゃるとおり、タイヤだけあっても進まないというのは当然でございます。そういうところで、今でも助成を出したり委託したりいろいろやってございます。それをこの理念のない中でやってきたということで、これからはなお一層一緒になって考えて、ただどうしてもお金という予算的な話もありますので、一緒になって考えていきたいと思っております。

議長（吉田眞悦君） 千葉議員。

1番（千葉一男君） それで、一応、地域福祉というのは法律上、福祉計画ではなくて福祉法の中に登場するだけであって、ほかの一般の行政というのは縦割りです。その縦割りの中で、福祉六法は行政の義務を提示しているわけです。ところが、この地域福祉がそういう義務の規定はどこにもないんですね。みんなそれぞれの人が生きる立場で基本的に積極的にやりましようとは言っても、さっき我妻議員が言ったように、拠点とリーダー、まとめる人がいなければ、やっぱりこれは難しいと私は思います。その辺はいかがですか。

議長（吉田眞悦君） 渡辺課長補佐。

健康福祉課課長補佐（渡辺克也君） 千葉議員がおっしゃるとおりです。私もどういうあるべき姿が一番いいのかというのは、今後この5年といいますか、わかりませんが、一緒になってもう少し勉強したいと思います。まずは、理念すらなかったということですので、まずは理念をつくる。ですから、その部分というのは、全国の自治体、先駆的なところはありますけれども、迷っている、悩んでいる。答えはないかもしれない。そういう難しい問題であるということをおっしゃった上で御質問だと思っておりますので、御協力をいただきたいと思います。

議長（吉田眞悦君） いいですか。まだ、もう一回。

1番（千葉一男君） 今2つ目に質問したように、行政の仕事をやっている方はやっぱり地域ではそれなりの信頼感が高いです。特に区長とか民生委員の行政にかかわる仕事をしている方は、それぞれの地域のリーダーです。しかし、決め方が、やっぱり自分たちが行政運営する上

で、その行政区あるいは地域のリーダーとしてやっぱり相談が出、みんなをまとめていってリードしてくれるような人材を大事に発掘しながら決めていくと。やる人がいないからこっちでもいい、あっちでもいいという風潮を今は感じます。ぜひこの辺を直してもらいたいと思います。終わり。

議長（吉田眞悦君） ほかに。ないですね。では、本日の5点目、美里町地域福祉計画（案）についてを終わります。

今、説明員がかわったらすぐにやります。その間にトイレに行ってください。

午後3時16分 休憩

---

午後3時20分 再開

議長（吉田眞悦君） それでは再開いたします。

本日の6点目、学校給食における異物混入についてを始めます。総務課長。

総務課長（伊勢 聡君） それでは、6点目の説明員を紹介いたします。

初めに、教育委員会教育長佐々木賢治でございます。

教育長（佐々木賢治君） はい、よろしく申し上げます。

総務課長（伊勢 聡君） 教育次長兼教育総務課長須田政好でございます。

教育次長兼教育総務課長（須田政好君） よろしく申し上げます。

総務課長（伊勢 聡君） それでは、引き続きよろしく願いいたします。

議長（吉田眞悦君） 教育長。

教育長（佐々木賢治君） はい、大変お疲れのところ、たびたび教育委員会で全員協議会をお願いをしまして開催していただいたことをまずもって感謝を申し上げさせていただきたいと思っております。

それでは、今議長からお話がありましたが、学校給食における異物混入についてということで、御報告申し上げたいと思います。

3月13日に全員協議会を開催していただき報告させていただきましたが、その後の経緯、経過について、きょうまでの取り組みなども含めまして御報告させていただきます。

結論から申し上げますと、関係機関、大崎保健所にそれぞれ立ち入り検査をやっていただきましたが、あの異物がどこからどの時点で混入したのかということを確認できませんでした。それから、ガラスの破片についても、成分検査も行いまして結果も来ております。後ほど次長から御説明申し上げます。

そして、3点目としましては、その後マスコミへのお知らせとか、保護者への説明等をやっ  
てまいりました。今後再発防止に向けて、教育委員会としてどういうふうにやっていくのか。  
そういったことなどについてもきょう御報告させていただきます。よろしくお願ひ申し上げま  
す。

詳細につきましては、須田次長から御説明させていただきます。

議長（吉田眞悦君） 須田教育次長。

教育次長兼教育総務課長（須田政好君） それでは、説明を申し上げます。

お配りしております資料をごらんください。資料1枚目の表裏の資料につきましては、本日  
ご説明申し上げる内容でございます。2枚目以降の別紙資料1から別紙資料4までにつきまし  
ては、これまでの経過の中で使用した資料でございます。

それでは、1枚目の3月13日以降の対応の経過について御説明申し上げます。

3月13日午前10時30分から、県の大崎保健所が南郷学校給食センターと事業所4カ所の立ち  
入り調査を実施してございます。この立ち入り調査につきましては、翌日の3月14日までの2  
日間行われました。3月13日午後1時から議会の全員協議会を開催させていただきました。そ  
の後、教育次長の須田が遠田警察署に今後の対応について御相談に行ったところでございま  
す。警察署の回答としましては、事件性が想定されるものがないということで、特に事件との  
必要はないという回答でございました。しかし遠田警察署としても、翌日以降現場をある程度  
見させてほしいということを言われてきました。

翌日3月14日、異物の成分分析調査を行うために、東京都渋谷区にあります一般財団法人日  
本食品分析センターに郵送してございます。こちらは、大崎保健所から紹介された事業所に分  
析をお願いしたところでございます。

その日、午後1時30分でございますが、遠田警察署からお二人がお見えになりまして、南郷  
学校給食センターの現場の立ち入り調査とそれから聞き取り。栄養士から概要の話を聞いたと  
ころです。

それから、南郷小学校の児童が下校した後、4時近くでございますが、南郷小学校にも立ち  
寄り、教頭先生、校長先生のお話を聞いて帰られたということでございます。

その日、午後2時45分には、13日、14日と前日から2日間立ち入り調査を行っておりました  
宮城県の大崎保健所から立ち入り調査が終了したということを経由して報告を受けました。その  
結果、事業所のいずれにおきましても、異物が混入すると思われる原因につながるものは確認  
できなかったという結果でございました。

同日14日火曜日午後7時から、南郷幼稚園、南郷小学校及び南郷中学校の各保護者を対象に、合同の説明会を南郷小学校の体育館で開催しました。参加者は17名でございます。

別紙資料の1、2枚目以降につけております資料、表裏1枚、この内容について御報告をさせていただきます。参加者から出された意見につきましては、お一人の方は、長いこと10年間自分も調理師として学校の調理現場で働いたと。異物混入についてはどうしても防ぎきれず何回かあったが、原因を追究してしっかりと調べてほしいという要望が1点。それから、小学生の児童の面たるのケアのほう、そちらのほうを十分に行っていただきたいという保護者からの要望が出されてございます。

翌日3月15日午後4時でございますが、公表をしております。公表する手段といたしましては、新聞社5社、地元の大崎タイムス社、河北新報社、それから中央紙の朝日、読売、毎日の3社にそれぞれ別紙資料2の報道機関各位という文章を午後4時に一斉にファックスを流しております。

翌週3月21日火曜日になります。成分分析調査を依頼していました一般財団法人日本食品分析センターから、結果の速報が電話およびファックスで来ました。正式な書類につきましては、3月23日に郵送で届いております。

そちらのほうは別紙資料3でございます。4枚目になりますが、試験報告書左側に日本食品分析センターの頭文字でありますJFLと書かれた資料でございます。依頼者であります教育委員会にこの表記で届けられております。めくっていただきまして、裏面でございます。異物検査の結果ということで、1から5までの項目で記述されてございます。この中で、4試験の概要でございますが、外観観察、それからエネルギー分散型X線分析法による元素の定性試験という試験が行われてございます。外観検査につきましては、次の右側のページでございますが、顕微鏡等でそれぞれ大きさを測定してございます。大きさにつきましては、約17ミリメートル掛ける約8ミリメートル掛ける約3ミリメートルの無色透明の小片で、湾曲しておらず、平らであったと。また検体には、次のページの裏でございますが、丸印の部分でございます。ガラスが割れた際に見られる縞模様が認められたということで、ガラスであることは間違いのないということのようです。

それから、エネルギー分散型X線分析法による定性試験につきましては、検体から多量の酸素及びケイ素並びに少量のナトリウム、マグネシウム、アルミニウム及びカルシウムが検出されたということです。元素組成からソーダ石灰ガラスと類似していたということでございます。異物の写真の次のところにグラフがございまして、上が今回お願いした異物の成分の結果です。

したがソーダ石灰ガラスのそれぞれの成分分析です。それがすごく類似しているということで、ソーダ石灰ガラスであることは間違いなさだろうという報告でございます。ソーダ石灰ガラスがどのようなものに使われているのかということが、異物検査の一番下4行でございますが、以上の結果から、検体はガラス片（元素組成からソーダ石灰ガラスの可能性が示唆された）と考えられたと。一般的に、ソーダ石灰ガラスは窓ガラス等の建材、ビン等の食品保存容器、コップ等の食卓用品、化粧品容器等の家庭用品などに用いられているということで、かなり広い範囲で使用されているということでございます。一般的にあるガラスだということでございました。しかし、平らで湾曲していないということから、容器である可能性は少ないであろうと教育委員会では考えています。であれば、窓等の建材に使われたものではないかというのが、教育委員会としては推定した結果でございます。

最初のレジュメ、1枚目の資料にお戻りください。

このような項目が21日火曜日、週明けでございますから、ファックスで連絡をいただきまして、23日に郵送でいただきました。

資料をめぐっていただきまして、その報告書が届くと同時にこの資料を持ちまして3月23日午後4時でございますが、被害にあわれた児童宅を教育長、南郷小学校の校長、それから私の3人で再度訪問をし、母親に異物調査の結果とこれまでの調査の結果について御報告を申し上げます。なお、お子さんの容体につきましても心配でございましたのでお聞きしましたところ、健康で卒業式も終え、中学校へ入学するのを楽しみにしているということで、安心したところでございます。

翌日の3月24日金曜日でございますが、南郷幼稚園それから南郷小学校及び南郷中学校の保護者に対しまして異物の調査結果と今後学校の給食の再開についてのお知らせ文を、別紙資料の4で、園児及び児童・生徒の過程への持ち帰りで配布してございます。

一番最後の別紙資料4をお開きください。

この資料の中に書きましたのは、再度のおわびを申し上げた後、調査を行ったけれども原因の判明につながるものは確認されなかったということをお伝えしました。その次には、成分検査の結果につきまして、先ほどのソーダ石灰ガラスの可能性が指摘されたという結果をお伝えし、異物については間違いなくガラスでありましたと。湾曲しておらず平らであったので、教育委員会としましては、ガラス窓等の建材の一部ではないかと推定しているということを伝えてございます。これ以上調査をしても、なかなか原因を突きとめるには難しいという状況をお伝えしまして、南郷学校給食センターの事故防止に対する万全な対策を講じるとともに、再稼

働に向けた準備を進めていくということをお伝えしております。そして、平成29年の第1学期の学校給食の開始日4月11日からでございますが、学校給食を再開したいということをお伝えしたところでございます。

3月24日、先週の金曜日でございますが、このような流れを教育委員会として決定し、各保護者の方に文書ではございましたがお伝えいたしました。

3月27日、週明けでございますが、教育委員会の3月定例会の場でこれまでの経過を報告申し上げたところでございます。

なお、ここに記述はございませんが、本日、3月29日付で大崎保健所のほうに事故報告書の提出を行ってございます。

以上が、前回御説明申し上げました議会全員協議会で申し上げました3月13日以降の取り組みの経過でございます。

次に、再発防止策について申し上げます。

学校給食危機管理マニュアルを3月末までに作成し、4月に入りましたならば、町内の各調理施設の栄養士を集め、マニュアルに従った危機管理を徹底していくというのが1点目でございます。それから、これまではございましたが、異物混入チェック表というものを新たに作り、目視による確認を強化していく。原材料の検収に当たりましては、目視による評価をチェックしていくと。そしてそれぞれチェック表に記載していくという形を、ここにきましても町内の各調理施設に周知し、各施設において徹底していくということでございます。

あと、これも新たに作成するんですが、安全点検表をつくりまして施設内使用機器、機具等のほころびとか壊れとかがないのか、日常の安全点検を強化していくと。ここにきましても、各施設に周知を徹底し、町内各施設で徹底していくという考えでございます。

さらに、(4)につきましては、今回の事故につきまして、全調理員に情報を共有させて、今後、夏休み等を利用して、このような事故が起きないように研修につなげていきたいと考えております。

最後に、今後の計画でございますが、4月1日から南郷学校給食センターを再稼働しまして、平成29年4月11日からの学校就職の再開に向けて進んでいきたいと考えてございます。

以上でございます。

春休みにつきましては、研修まではいきませんが、栄養士をまず集めまして、栄養士にそれぞれこれまでの経過の報告をいたします。そして、今回作成する学校給食危機管理マニュアルと、それから原材料を検収する際の異物混入チェック表、それから安全点検表を用いて事故の

防止対策について各施設の栄養士を通して、調理員に徹底していくという考えでございます。夏休みに入りましたら、それぞれの調理員を一堂に集めまして、これからの危機管理、事故防止等に向けた研修会を、大崎保健所なりあるいは県教委から講師を招いて研修を行う計画でございます。

議長（吉田眞悦君） ただいま、この件については2回目ということでありますけれども、給食の異物混入、その後の経過、改善策ということでお話をいただきました。何かこの件でお聞きしておきたいということがあれば、柳田議員。

4番（柳田政喜君） ガラス片の写真1なんですけれども、何かわからないということなんですけれども、左側のほうに独特の削り取られたような跡があるんです。これに関しては何も見解はなかったわけですか。（「左の上ですか」の声あり）左上のほうにR状に筋が3本あるんです、並んで。いかにも機械に巻き込まれて削り取られたような、ここは他の状況とは違うと思うんですが、これに関しての見解は何もなかったんですか。

議長（吉田眞悦君） 教育次長。

教育次長兼教育総務課長（須田政好君） 依頼しました分析センターからは何も指摘はありませんでした。ただ、今、柳田議員からもお話がありましたとおり、かなり傷がありまして、何かに巻き込まれたといえますか、かなりいろんなところで踏まれたとか揉まれたとか、そういったものだなというのは、最初私らも目視で感じました。ただ、分析センターからは特にそのような指摘はいただきませんでした。

議長（吉田眞悦君） 柳田議員。

4番（柳田政喜君） 混入経路が結果的にわからなかったということですが、今までも十分してもらっていると思うんですけれども、同じようなことが防げるのかということです。その辺は今のままで十分なんですか。

議長（吉田眞悦君） 教育次長。

教育次長兼教育総務課長（須田政好君） 今のままでは十分ではないと考えています。まず、調理過程、それから配送過程、それから配膳の過程、これらは我々がやっている分野ですので、そのところは徹底して先ほどの施設点検表を使いまして、日々、機器に損傷がないか、あるいは今回はガラスでしたので、ガラスを使っているところといいますと、窓ガラスと時計に使っているガラスとせいぜいあって電気の照明ぐらいです。電気の照明でないことは明らかですが、窓ガラスも一つ一つ点検していますし、当然時計も壊れている形跡もございませんでした。それらも含めて施設内に何か壊れて落ちていないか、それらも点検するというのを強化してい

きたいと思います。

あと、調理師の体から入るといのは、白衣が相当、皆さん御存じのとおり頑丈になっていますので、あそこから出るということもまず考えられません。ですので、調理場のほうにつきましても、徹底してそれを除去することには努めていきたいと。

それから、配送過程は、もうふたをした状態で配送していきますので、学校についてからも教室に行くまではふたをあけませんので、教室に行ってから、子供たちが、体についているものが落ちるといこともありますので、エプロンをつけて給食のあれをやっていますから、その辺も徹底していけば防げるとい思います。

あともう一つは、調理前に入ってくる原材料、その確認なんですけど、ただ、調理として使う原材料を購入するのが前提ですので、一つ一つを全部袋から出して、例えばおからだったならば、全部手で確認するといところまでやればいいんですけど、それについては、今までおからを袋から出して、ボールに入れてそのまま調理していたものを、もう少し広めのざるに広げて、手なりへらでそういった確認は、これから調理前確認は行っていきます。しかし、ひき肉等は、なかなかできないものもありますので、できる範囲の中で、そこに1人確認要員を置いて確認をした上で調理場に持っていくといことをしたいとい思います。洗浄後に。

議長（吉田眞悦君） 柳田議員。

4番（柳田政喜君） そういう確認をするのは必要だと思っんですけども、今度は逆に菌が混入する原因にもなりますので、その辺は徹底的に対処していただきたいです。別な面の危険もありますので、より安全でお願いします。

議長（吉田眞悦君） 橋本議員。

10番（橋本四郎君） 心配なのは、確認義務を利用して求めたと言いましたよね。これが、今回は食べた子供がわかって出したからいいと。このことでさまざまな意味合いにかかわらず、手術をするとなると、これは国家賠償の追及を受けるとい思っんです。そういう場合に、大量に入ってくるもの、今、食べ物であれば広げればわかるでしょう。そういう形が大量に入った場合にできないものはありませんか。大量につくるために。触ってみただけではわからないですから。

議長（吉田眞悦君） 教育次長。

教育次長兼教育総務課長（須田政好君） 現在の研修の際の調査は、これはどこまでやっても切りがないと思っんです。ですので、人員的な数にも制限がありますので、今までのようにこの材料は安心だとい形ですぐ使うのではなくて、一旦そこでできる範囲の調べることはした

いということです。しかし、これはどこまでやってもこれで安全だということはないと思います。しかし、これまで以上に袋から出して、平らな容器に入れてそこで確認をすとか、あるいは水の洗い方も、前までですと、ざるに入れた状態でこうして洗って入れていましたので、そうではなくて、物を一回あけて上のものを救うというふうにすれば、重いものは下に沈みますので、それによって違った形で洗浄方法を考えて、異物があった場合には取り除く工夫をしていくということです。それでも完全ではないと思いますので、その辺をこれまで以上に徹底できる範囲で徹底していきたいと考えています。

議長（吉田眞悦君） 橋本議員。

10番（橋本四郎君） さっきの柳田議員にこういいましたよね、栄養士のほかにもう一人つけると。もう一人つけるんですか、栄養士のほかに。つけないんですか。

議長（吉田眞悦君） 教育次長。

教育次長兼教育総務課長（須田政好君） 栄養士は、調理場に入るといのはそんなにございません、調理員です。調理員が（「ふえるの」の声あり）ふえはしません。調理員はふえませんが、調理員が検収するときに、物が発注した分の数がきちんと来ているということはまず検収します。それで検収しましたら、これまでは袋に入ってきた物が間違いなく注文したもので同じ分が来ていればそういう検収はオーケーでということですからすぐに作業に入ったんですが、そうではなくて、調理場に運ぶ前に中をできるだけ見るといことです。その調理員が見る作業のために人をふやすということはないです。しません。その作業がふえるということでは

議長（吉田眞悦君） 橋本議員。

10番（橋本四郎君） 何でこういう話になるかという、確認の義務を負わせられたら、栄養士は何で確認しないんだとなってしまうんです。私は、給食センターを見ている。あんなに大量のやつを、何人もの人が汗を流しながらやっているのに、その作業員が一人一人、材料を見られますか。確認。

議長（吉田眞悦君） 教育次長。

教育次長兼教育総務課長（須田政好君） 確認できる範囲で確認するということですから。ですので、先ほど申し上げましたように、それによってすべてが取り除いて完璧だと、それでそこに異物が入っていたから確認した人の責任だということでは一概には言えないと思います。

議長（吉田眞悦君） 橋本議員。

10番（橋本四郎君） 一概に言えないって、そういうことが絶対入らないようにしなければだ

めでしょう。一概にできないという話がありますか。やってきたけれどもどうにもならなかったと、責任をどうやってとるのですか。

議長（吉田眞悦君） 教育次長。

教育次長兼教育総務課長（須田政好君） 本来は、食べる材料を購入しているので、入っていないのが前提だと思うんです。しかし、今回このような事故が起きたので、入っているかもしれないという思いで調べていきます。しかし、いくら調べてもまだそれでも入っているかもしれない。例えば針先のような小さいものが入っているかもしれません。しかし、見るだけで発見できるものがあれば発見していきたいということです。それによって全て完璧に取り除くというのは言い切れないと思います。しかし、先ほども申し上げましたように、前提としては、それは調理に使う食材ですので。

議長（吉田眞悦君） 橋本議員。

10番（橋本四郎君） 私が言いたのは、異物の混入だったら、目にもわかる、触ってもわかる、そういうことの確認だという、今回（聴取不能）があったとすれば、それを補強するために解決できるものは、確認できる人をふやすことでしょうか。

議長（吉田眞悦君） 教育長。

教育長（佐々木賢治君） 今までも異物混入とか、そういったことについて十分気をつけて、これは南郷給食センターだけではなくて、ほかのいわゆる学校でやっている給食室も同じ歩調でありまして、ほんとうに全神経を使って、みんな極力こういうことがないようにということで、私どもも呼びかけをし、お願いしてきました。今回、こういうことがあったから力を抜いたとかそういうことでは決してありません。なおさら、互いに声をかけあって、異物の混入がないように強化してやっていきたいと。人数をふやすふやさないそういうことの問題ではなくて、やはりもう一回危機意識をもってやっていこうということがまず大事なかなと思っております。

それから、物資搬入の関係業者に、さらにこういうことが実際あったものですから、どこがどうのこうのではなくて、やはり業者の事業者の方にもお願いをして、十分その辺をチェックしてくださいと、そういったことなどもやらなくてはいけない。万全を期してやっていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

議長（吉田眞悦君） 橋本議員。

10番（橋本四郎君） 最後に希望だけ私から言います。これまでずっときているのは、給食センターというところではそういうものがあったり、あるいは中毒をおこすことがあるのはほと

んどが給食センターです。だから、合理化するたびにそういう手抜きが出てくるのではなからうかという感じがするんですよ。これは一方的な見方ですけども。自分の子供がそういう目に遭って、障害者になるとか体を壊すということを考えたならば、より以上気をつけなければ、自分の子供が学校で食べ物でおかしくなったら、救急車で対処してください。それだけ頼みます。

議長（吉田眞悦君） 橋本議員のそういう考えだということですからね。山岸議員。

12番（山岸三男君） きちんと対応されたことは大変評価をしたいと思いますけれども、問題なのは、児童、園児、小中学生の子供たちにはこのことは説明されたのかどうか、その辺だけ。

議長（吉田眞悦君） 教育長。

教育長（佐々木賢治君） もちろん南郷小学校の子供たちについては、その日のうちに説明をして、とりあえず関係クラスの保護者宛てに文書で謝罪と説明をしております。もちろんそれを口にしたことによってけがをしたとか、そういったほかの子供が間違っただけで食べてけがをした、あるいは腹痛があったとか、そういった情報も念入りに調査をしまして、その後そういったことがあったという報告は受けてございません。ですから、子供たちにも全て周知しております。

議長（吉田眞悦君） 山岸議員。

12番（山岸三男君） それならいいんですけども、子供たちにもそれなりに、食べるときに、すぐ食べるのではなく、少しはこういう事例があったということで、子供たちにも気をつけてもらいたい。

議長（吉田眞悦君） いいですか。櫻井議員。

6番（櫻井功紀君） 材料を学校に卸す個人、あるいは業者についても、対応はどのように。知らせているの。こういうことがあったから納入には気をつけてくださいと。

議長（吉田眞悦君） 教育次長。

教育次長兼教育総務課長（須田政好君） 保健所が立ち入り調査と、立ち入り調査しなければ電話で調査しています。その段階でお話をさせていただいておりますので、このようなことがあったので調査に来たということです。保健所のほうで特定することはできませんでしたので、まさかあなたがいたからあなたでこうなったよという話までは行くことができませんでした。しかし、調査の段階で、このようなことが起きたということはお話ししています。

今度4月上旬に業者の方、平成29年度の指定業者の方に集まっていたいただきまして、毎年の説明で集まっていたくんですが、その際には、業者の方が原因だということは当然申し上げることはできませんけれども、このようなことがあったということを業者の方にお話しする

つもりです。

議長（吉田眞悦君） 櫻井議員。

6番（櫻井功紀君） 業者はわかるよ、それは立ち入りしているのだから。個人で搬入している人たちがいっぱいいるでしょう。調理室に。個人でやっている人がいるでしょう。その人たちの対応はどうなんだと聞いているんだ。今回こういうことがあったとわからない人もいますでしょう。

議長（吉田眞悦君） 教育次長。

教育次長兼教育総務課長（須田政好君） 個人の方も全部登録していただいて、個人業者として来ていただきます。

6番（櫻井功紀君） 個人で納入している人たち。

教育次長兼教育総務課長（須田政好君） そうです。

6番（櫻井功紀君） その方たちに対しては、どのくらい、新聞を見ればわかるんだけれども、今回このような事案があったというのはやっぱり教えてやらなければだめだよ。

議長（吉田眞悦君） では、よろしいですね。では、以上で6点目の学校給食における異物混入についてということを終了いたします。

以上で、町長からの協議事項については終わります。大変御苦労さまでした。（「連絡事項があるんでしょ」の声あり）今、連絡しますので、ちょっとだけお待ちください。

議長（吉田眞悦君） 連絡事項等に入ります。まず、局長から。

事務局長（吉田 泉君） 今、配付させていただきましたのは、平成29年度の美里町議会のいわゆる定例会議のスケジュールになります。基本的には条例どおりになっておりますが、3月の定例会議だけ町長と協議をさせていただきまして、平成28年度と同様に調整をさせてもらっております。あとは、この折られているほうです。A3のスケジュールです。こちらは県議長会、県北議長会、あとはスケジュールの関係があるかと思いましたので、監査の関係のほうも、2ページ目は監査の関係のスケジュール、表が議会のほう。これに、4月17日の大崎パレットの視察、5月17日、18日の会津美里の議会のほうでいらっしゃる事を入れなくて済みましたが、そちらは当初の予定どおり4月17日の大崎の生涯学習センターの改修視察のほう（「4月21日」の声あり）4月21日ですね。こちらは予定どおりですので、こちらには入っておりませんが、申しわけありませんが、4月21日の大崎生涯学習センターの施設改修視察の関係、あと、5月17日、18日の会津美里町議会の視察にいらっしゃる関係は予定どおりでございます。よろしく願いいたします。

あと、3つ目、3種類、手元に資料があったかと思いますが、本日平成27年度の新地方公会計制度に基づく財務諸表ということで、本日資料をいただきましたので、本日配付させていただきました。

次に、美里町の農業振興対策会議委員の推薦ということでお願いしたいと思います。

議長（吉田眞悦君） 美里町農業振興対策会議委員についての依頼ということで、町長から任期切れということで2人を推薦してくださいということでできております。そこで、この件につきましては、従来から各それぞれの小牛田地域、南郷地域から農業関係のことでありますので、お一人ずつということで決めさせていただいておりました。それで、今までは、大橋議員と鈴木宏通議員ということでお二人。任期が2年なんですよ。それで今回その任期が変わるということで、一応我々の任期は来年の2月4日までしかないんですけれども、まずその間につきまして委員を推薦願いたいということでありますので。それで、どうしますか。誰か私こそはという方がいなければ、前任者にそれぞれ各旧町域ごとということですので、そのお二人をお願いしたいと思いますが、よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉田眞悦君） では、そういうことで、南郷地域は大橋議員、そして小牛田地域につきましては鈴木宏通議員ということにさせていただきます。ありがとうございました。

事務局長（吉田 泉君） 次に、今度の土曜日、4月1日に行われます美里町、齋田家、合同葬の関係でございますが、こちらは何かお手伝いがあればというお話だったかと思いますが、特段、職員のほうで受付等を全部対応するということですので、議員におかれましては特別何かをお願いするという部分はありませんということでございました。あと、当日なんです、1時から。南郷小学校の体育館で1時からでございますので、席なんです、議員が座れる席というところをブロックで指定しているようですので、受付のほうで、書いてある図面等をいただくような形になるかと思っておりますので、そちらの席にお座りいただくという形になるかと思っております。こちらの合同葬につきましては以上でございます。

議長（吉田眞悦君） 何かありますか、合同葬に関しましては。佐野議員。

13番（佐野善弘君） 出席するときに、香典とかはどうなっているの。

議長（吉田眞悦君） その話は今、録音……（「終わってから」の声あり）

事務局長（吉田 泉君） 続きまして、平成29年度の分になりますが、今入られております議員互助、死亡のときに幾らという掛け捨てで今入っているかと思っておりますが、こちらの更新の時期になりました。平成29年度の更新ですね。こちらについて、引き続き更新されるかどうかと

いう確認ということなんですけれども。

議長（吉田眞悦君） この議員互助につきましては、昨年全協の中でもお話し合いをしまして、昨年から美里町議会もということで、ただいろいろ制限で該当外の方は無理だということで、それ以外の方は全員入っていただいております。それをそのまま継続ということにさせていただきたいと思いますが、よろしいですか。（「はい」の声あり）では以上。

事務局長（吉田 泉君） あと、最後にですが、4月21日の大崎学習センターの施設改修視察ということで、今、全議員でいく予定でございます。こちらの出発時間です。前にも申し上げましたが、1時15分と。ですから、昼食をとってきていただいて、1時15分に庁舎前から出発させていただきますので、よろしくお願いします。

最後に1点だけ。議長会から、町村議会実態調査結果概要というものがまいておりました。2冊まいておりましたので、今、1冊は貸し出し中ということになっておりますが、あと後ろのほうに閲覧できるようにしておきますので、今、1冊は事務局にあります。1冊は今、貸出中になっておりますが、後ろに置くようにしておきますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

議長（吉田眞悦君） では、あと皆さんからもしなければ、以上ということにしたいと思ひます。副議長。

副議長（平吹俊雄君） きょうは午前中から長時間にわたり大変御苦勞さまでございました。しかしながら、いわゆる上下水道の経営戦略、それから病院関係の新改革プラン、それから福祉課による地域福祉計画、これはいずれも美里町のまちづくりにとりまして重要な事柄でございます。したがって、議員も、先ほど両輪ともお話がありましたけれども、やはりその辺を尊重しながら、そして議論をしながら、町民がわかるようにしていくことが大切かなと思っております。そういうことで、今後とも議員各位の御協力をお願いしたいと思ひますので、どうかよろしくお願ひいたします。

本日は大変御苦勞さまでございました。

午後4時05分 閉会

会議の経過を記載して、相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成29年3月29日

美里町議会議長